

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2017-524317

(P2017-524317A)

(43) 公表日 平成29年8月24日(2017.8.24)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
HO4M 1/57 (2006.01)	HO4M 1/57	5K067
HO4M 1/00 (2006.01)	HO4M 1/00 S	5K127
HO4W 4/14 (2009.01)	HO4W 4/14	

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 57 頁)

(21) 出願番号 特願2017-521285 (P2017-521285)
 (86) (22) 出願日 平成27年11月20日 (2015.11.20)
 (85) 翻訳文提出日 平成28年1月19日 (2016.1.19)
 (86) 国際出願番号 PCT/CN2015/095161
 (87) 国際公開番号 WO2016/192326
 (87) 国際公開日 平成28年12月8日 (2016.12.8)
 (31) 優先権主張番号 201510290678.2
 (32) 優先日 平成27年5月29日 (2015.5.29)
 (33) 優先権主張国 中国 (CN)

(71) 出願人 513309030
 シャオミ・インコーポレイテッド
 中華人民共和国・100085・ベイジン
 ・ハイディアン・ディストリクト・キンヘ
 ・ミドル・ストリート・ナンバー・68・
 レインボー・シティ・ショッピング・モー
 ル・2・オブ・チャイナ・リソース・フ
 ロア・13
 (74) 代理人 100103894
 弁理士 家入 健

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 クラウドカードの送信方法、装置、プログラム及び記録媒体

(57) 【要約】

本発明は、クラウドカードの送信方法、装置、プログラム及び記録媒体に関する。前記方法は、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するステップと、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、指示メッセージをクラウドサーバに送信するステップとを含み、前記指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである。本発明によれば、発呼の受信者は、着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対するチェックを通じて、当該発呼者の個人資料を取得でき、ユーザの通話体験を向上させる。

【選択図】 図1

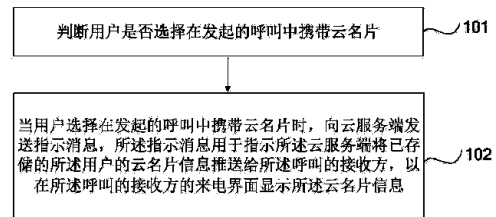


图1

- 101 Determine whether a user selects to carry a cloud business card in an initiated call
- 102 When the user selects to carry the cloud business card in the initiated call, transmit an instruction message to a cloud service end, wherein the instruction message instructs the cloud service end to push stored cloud business card information of the user to a call receiver for displaying the cloud business card information on an incoming call interface of the call receiver

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するステップと、
ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、指示メッセージをクラウドサーバに送信するステップと

を含み、

前記指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである

ことを特徴とするクラウドカードの送信方法。

10

【請求項 2】

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するステップの前に、

ユーザが予め設定されたクラウドカードの設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報を取得するステップと、

取得した前記クラウドカード情報を前記クラウドサーバにアップロードするステップとをさらに含むことを特徴とする請求項 1 に記載のクラウドカードの送信方法。

【請求項 3】

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するステップは

20

発呼中にクラウドカードを含むように設定するための設定項目が含まれている発信インターフェースに対してユーザが入力した操作命令を受信するステップと、

ユーザからの前記発信インターフェースにおける前記設定項目に対する選択命令を受信した場合、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したと決定するステップと

を含むことを特徴とする請求項 1 に記載のクラウドカードの送信方法。

【請求項 4】

電話呼び出しを受信する際に、前記クラウドサーバによりプッシュされる発呼者のクラウドカード情報を受信するステップと、

30

受信された前記クラウドカード情報を着信インターフェースに表示するステップとをさらに含むことを特徴とする請求項 1 に記載のクラウドカードの送信方法。

【請求項 5】

ユーザが着信インターフェースに対して入力した操作命令を受信するステップと、

ユーザからの前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報に対する保存命令を受信した場合、前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存するステップと

をさらに含むことを特徴とする請求項 1 に記載のクラウドカードの送信方法。

【請求項 6】

端末が発呼の際に送信する指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信するステップと、

40

前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するようにするステップと

を含むことを特徴とするクラウドカードの送信方法。

【請求項 7】

端末が発呼の際に送信する指示メッセージを受信するステップの前に、

前記端末によりアップロードされる前記発呼者のクラウドカード情報を受信するステップと、

50

受信された前記発呼者のクラウドカード情報を自装置に保存するとともに、前記クラウドカード情報と前記発呼者との対応関係を保存するステップと

をさらに含むことを特徴とする請求項 6 に記載のクラウドカードの送信方法。

【請求項 8】

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するための判断モジュールと、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、指示メッセージをクラウドサーバに送信するための送信モジュールと

を備え、

前記指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである

ことを特徴とするクラウドカードの送信装置。

10

【請求項 9】

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断する前に、ユーザが予め設定されたクラウドカードの設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報を取得するための取得モジュールと、

取得した前記クラウドカード情報を前記クラウドサーバにアップロードするためのアップロードモジュールと

をさらに備えることを特徴とする請求項 1 に記載のクラウドカードの送信装置。

20

【請求項 10】

前記判断モジュールは、

発呼中にクラウドカードを含むように設定するための設定項目が含まれている発信インターフェースに対してユーザが入力した操作命令を受信するための受信サブモジュールと、

ユーザからの前記発信インターフェースにおける前記設定項目に対する選択命令を受信した場合、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したと決定するための決定サブモジュールと

を備えることを特徴とする請求項 8 に記載のクラウドカードの送信装置。

【請求項 11】

30

電話呼び出しを受信する際に、前記クラウドサーバによりプッシュされる発呼者のクラウドカード情報を受信するための第 1 受信モジュールと、

受信された前記クラウドカード情報を着信インターフェースに表示するための表示モジュールと

をさらに備えることを特徴とする請求項 8 に記載のクラウドカードの送信装置。

【請求項 12】

ユーザが着信インターフェースに対して入力した操作命令を受信するための第 2 受信モジュールと、

ユーザからの前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報に対する保存命令を受信した場合、前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存するための保存モジュールと

をさらに備えることを特徴とする請求項 8 に記載のクラウドカードの送信装置。

40

【請求項 13】

端末が発呼の際に送信した指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信するための第 3 受信モジュールと、

前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのプッシュモジュールと

を備えることを特徴とするクラウドカードの送信装置。

50

【請求項 14】

端末が発呼の際に送信する指示メッセージを受信する前に、前記端末によりアップロードされる前記発呼者のクラウドカード情報を受信するための第4受信モジュールと、受信された前記発呼者のクラウドカード情報を自装置に保存するとともに、前記クラウドカード情報と前記発呼者との対応関係を保存するための記憶モジュールとをさらに備えることを特徴とする請求項13に記載のクラウドカードの送信装置。

【請求項 15】

プロセッサと、前記プロセッサにより実行可能なインストラクションを記憶するためのメモリとを備え、前記プロセッサは、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断し、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、クラウドサーバに指示メッセージを送信するように構成され、当該指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものであることを特徴とするクラウドカードの送信装置。

10

【請求項 16】

プロセッサと、前記プロセッサにより実行可能なインストラクションを記憶するためのメモリとを備え、前記プロセッサは、端末が発呼の際に送信した指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信し、前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するように構成されることを特徴とするクラウドカードの送信装置。

20

30

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、通信分野に関し、特にクラウドカードの送信方法及び装置に関する。

【0002】

本願は、出願番号がCN201510290678.2であって、出願日が2015年05月29日である中国特許出願に基づき優先権を主張し、当該中国特許出願のすべての内容を本願に援用する。

【背景技術】

40

【0003】

伝統的な電話通信の過程において、ユーザの受信した電話番号が自装置アドレス帳に保存されていない場合、当該コールはストレンジャー・コールになる。ストレンジャー・コールについて、ユーザは、当該ストレンジャー・コールの詳しい情報を得ることができない。従って、ストレンジャー・コールを如何に識別するかは、ユーザの通話体験を向上させることに重大な意義がある。

【発明の概要】**【0004】**

本発明は、従来技術に存在する上記のような問題を解決するためのクラウドカードの送信方法及び装置を提供する。

50

【 0 0 0 5 】

本発明の実施例に係る第1様態によれば、
ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するステップと

、
ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、指示メッセージをクラウドサーバに送信するステップと

を含み、

前記指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである

10

クラウドカードの送信方法を提供する。

【 0 0 0 6 】

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するステップの前に、前記方法は、

ユーザが予め設定されたクラウドカードの設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報を取得するステップと、

取得した前記クラウドカード情報を前記クラウドサーバにアップロードするステップとをさらに含んでもよい。

【 0 0 0 7 】

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するステップは

20

、
発呼中にクラウドカードを含むように設定するための設定項目が含まれている発信インターフェースに対してユーザが入力した操作命令を受信するステップと、

ユーザからの前記発信インターフェースにおける前記設定項目に対する選択命令を受信した場合、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したと決定するステップと

を含んでもよい。

【 0 0 0 8 】

前記方法は、

電話呼び出しを受信する際に、前記クラウドサーバによりプッシュされる発呼者のクラウドカード情報を受信するステップと、

30

受信された前記クラウドカード情報を着信インターフェースに表示するステップとをさらに含んでもよい。

【 0 0 0 9 】

前記方法は、

ユーザが着信インターフェースに対して入力した操作命令を受信するステップと、

ユーザからの前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報に対する保存命令を受信した場合、前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存するステップと

をさらに含んでもよい。

40

【 0 0 1 0 】

本発明の実施例に係る第2様態によれば、

端末が発呼の際に送信する指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信するステップと、

前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するようにするステップと

を含むクラウドカードの送信方法を提供する。

【 0 0 1 1 】

50

前記方法は、端末が発呼の際に送信する指示メッセージを受信するステップの前に、前記端末によりアップロードされる前記発呼者のクラウドカード情報を受信するステップと、

受信された前記発呼者のクラウドカード情報を自装置に保存するとともに、前記クラウドカード情報と前記発呼者との対応関係を保存するステップと

をさらに含んでもよい。

【0012】

本発明の実施例に係る第3様態によれば、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するための判断モジュールと、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、指示メッセージをクラウドサーバに送信するための送信モジュールと

を備え、

前記指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである

クラウドカードの送信装置を提供する。

【0013】

前記装置は、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断する前に、ユーザが予め設定されたクラウドカードの設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報を取得するための取得モジュールと、

取得した前記クラウドカード情報を前記クラウドサーバにアップロードするためのアップロードモジュールと、

をさらに備えてもよい。

【0014】

前記判断モジュールは、

発呼中にクラウドカードを含むように設定するための設定項目が含まれている発信インターフェースに対してユーザが入力した操作命令を受信するための受信サブモジュールと、

ユーザからの前記発信インターフェースにおける前記設定項目に対する選択命令を受信した場合、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したと決定するための決定サブモジュールと

を備えてもよい。

【0015】

前記装置は、

電話呼び出しを受信する際に、前記クラウドサーバによりプッシュされる発呼者のクラウドカード情報を受信するための第1受信モジュールと、

受信された前記クラウドカード情報を着信インターフェースに表示するための表示モジュールと

をさらに備えてもよい。

【0016】

前記装置は、

ユーザが着信インターフェースに対して入力した操作命令を受信するための第2受信モジュールと、

ユーザからの前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報に対する保存命令を受信した場合、前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存するための保存モジュールと、

をさらに備えてもよい。

【0017】

10

20

30

40

50

本発明の実施例に係る第4様態によれば、
端末が発呼の際に送信した指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信する第3受信モジュールと、
前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのプッシュモジュールと
を備えるクラウドカードの送信装置を提供する。

【0018】

前記装置は、
端末が発呼の際に送信する指示メッセージを受信する前に、前記端末によりアップロードされる前記発呼者のクラウドカード情報を受信するための第4受信モジュールと、
受信された前記発呼者のクラウドカード情報を自装置に保存するとともに、前記クラウドカード情報と前記発呼者との対応関係を保存するための記憶モジュールと
をさらに備えてもよい。

【0019】

本発明の実施例に係る第5様態によれば、
プロセッサと、
前記プロセッサにより実行可能なインストラクションを記憶するためのメモリと
を備え、
前記プロセッサは、
ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断し、
ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、クラウドサーバに指示メッセージを送信する
ように構成され、
当該指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである
クラウドカードの送信装置を提供する。

【0020】

本発明の実施例に係る第6様態によれば、
プロセッサと、
前記プロセッサにより実行可能なインストラクションを記憶するためのメモリと
を備え、
前記プロセッサは、
端末が発呼の際に送信した指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信し、
前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示する
ように構成されるクラウドカードの送信装置を提供する。

【0021】

本発明の実施例により提供された技術的解決策によれば、以下のような有益な効果が得られる。

【0022】

本発明の上述の実施例によれば、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断することにより、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、保存された当該ユーザのクラウドカード情報を今回の前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに通知し、前記発呼の受信者は、クラウドサーバによりプッ

10

20

30

40

50

シュされた当該ユーザのクラウドカード情報を受信した場合、当該クラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。これにより、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対するチェックを通じて、当該発呼者の個人資料を取得でき、ユーザの通話体験を向上させる。

【0023】

なお、上述の一般的な記載及び後述の詳細な記載は、単なる例示的な解釈であり、本発明に対する限定として見なしてはいけない。

【図面の簡単な説明】

【0024】

以下の図面は、明細書に組み入れて本願明細書の一部となり、本発明に係る実施例を示し、且つ明細書とともに、本発明の原理の説明に用いられる。

【図1】図1は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信方法を示す模式的なフローチャートである。

【図2】図2は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信方法を示す模式的なフローチャートである。

【図3】図3は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信方法を示す模式的なフローチャートである。

【図4】図4は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【図5】図5は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【図6】図6は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【図7】図7は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【図8】図8は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【図9】図9は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【図10】図10は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【図11】図11は、例示的な一実施例に係る前記クラウドカードの送信装置の構成を示す模式図である。

【図12】図12は、例示的な一実施例に係る前記クラウドカードの送信装置の構成を示す模式図である。

【発明を実施するための形態】

【0025】

以下、例示的な実施例を詳しく説明し、その例示を図面に示す。以下の記載が図面に関わる場合、特に別の説明がない限り、異なる図面における同一符号は、同じ又は類似する要素を示す。以下の例示的な実施形態に記載の実施例は、本発明と一致する全ての実施例を代表するものではない。逆に、それらは、特許請求の範囲に記載の本発明のある側面に一致する装置及び方法の例に過ぎない。

【0026】

本発明に記載の用語は、特定の実施例を説明する目的で使用されるものに過ぎず、本発明を限定するものではない。本発明及び添付された特許請求の範囲に記載の単数形式の「1種類」、「前記」及び「当該」は、前後の文章においてそれぞれ他の意味を含有すると明確に記載される以外には、複数の形式も含む。なお、本発明に記載の「及び/又は」は、挙げられる事項の1つ又は複数の何れ又は全ての組み合わせを意味する。

【0027】

また、本発明は、第1、第2、第3等の用語を使って各種の情報を説明するが、それら

10

20

30

40

50

の情報は上記用語に限定されない。それらの用語は、同一種類の情報同士を区分するためのものに過ぎない。例えば、本発明の範囲から逸脱しない状況で、第1情報を第2情報と称しても良い。同じように、第2情報を第1情報と称してもよい。ここで使っている用語「……場合」は、上下文の意味によって、「……時」又は「……と」又は「確定に依る」に解釈されてもよい。

【0028】

本発明が提供するクラウドカードの送信方法によれば、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断することにより、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、保存された当該ユーザのクラウドカード情報を今回の前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに通知し、前記発呼の受信者は、クラウドサーバによりプッシュされた当該ユーザのクラウドカード情報を受信した場合、当該クラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。これにより、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対するチェックを通じて、当該発呼者の個人資料を取得でき、ユーザの通話体験を向上させる。

10

【0029】

図1に示すように、図1は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信方法である。当該クラウドカードの送信方法は、端末に適用され、以下のステップを含む。即ち、

ステップ101において、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断する。

【0030】

ステップ102において、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、指示メッセージをクラウドサーバに送信する。当該指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするよう前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである。

20

【0031】

本実施例において、端末は、ユーザの移動端末、例えば、ユーザのスマートフォンであってもよい。クラウドサーバは、当該移動端末に対してクラウドサービスを提供するサーバ、サーバ・クラスタ又はクラウドプラットフォームであってもよい。クラウドカードは、ユーザが構築してクラウドサーバに保存した電子名刺であり、ユーザの氏名、連絡方法、会社名及びメールアドレス等の基本的な個人資料を含んでもよく、ユーザが設定したマルチメディアカード情報をさらに含んでもよい。例えば、当該マルチメディアカード情報は、ユーザが設定インターフェースにおいて設定した高解像度写真、音声による自己紹介及びビデオ映像による自己紹介等を含んでもよい。

30

【0032】

ここで、ユーザは、クラウドカードを設定する場合、移動端末においてクラウドカードの機能を起動することにより実現できる。例えば、移動端末においてクラウドカードの機能項目を設定することができ、移動端末のユーザは、当該機能項目を選択することによりクラウドカードの機能を起動することができる。

【0033】

クラウドカードの機能を起動した後、ユーザは、移動端末がユーザに向けて提供するクラウドカード設定インターフェースにおいて、個人のクラウドカード情報を設定することができる。ユーザが当該クラウドカード設定インターフェースにおいてクラウドカード情報の設定を完了すると、この時、移動端末は、当該クラウドカード設定インターフェースからユーザが設定したクラウドカード情報を取得することができ、ユーザが設定完了したクラウドカード情報をユーザの移動端末によりクラウドサーバにアップロードすることができる。

40

【0034】

クラウドサーバは、当該ユーザの移動端末によりアップロードされたクラウドカード情報を受信した後、受信されたクラウドカード情報を自装置に記憶することができ、且つ前

50

記クラウドカード情報と前記ユーザとの対応関係を保存することができるので、後の照会が便利になる。

【0035】

例えば、クラウドサーバは、当該クラウドカード情報と対応のユーザとの間の対応関係を構築する際に、自装置において当該クラウドカード情報に唯一の識別情報、例えば、クラウドカードIDを割り当てることができ、そして、割り当てられたクラウドカードIDを当該ユーザの移動端末に送信して保存する。同時に、クラウドサーバは、自装置に割り当てられたクラウドカードIDと自装置に保存された当該ユーザのクラウドカード情報との間の対応関係をさらに保存してもよい。

【0036】

本実施例において、ユーザのクラウドカード設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報がクラウドサーバに成功的にアップロードされると、この時、当該ユーザが発呼者としてその他の連絡先に発呼する際に、個人のクラウドカードを発呼に付帯することを選択する。これにより、当該発呼の前記発呼の受信者が、当該ユーザからの発呼を受信する際に、当該ユーザのクラウドカードを着信インターフェースに表示できるようにしてもよい。

【0037】

実現にあたり、発信インターフェースにおいて、発呼中にクラウドカードを付帯する設定項目を設定してもよく、ユーザは、発呼者として発呼する際に、発信インターフェースにおいて当該設定項目を選択することにより、クラウドカードを当該発呼に付帯することを選択してもよい。これと同時に、移動端末は、バックグラウンドシステムでリアルタイムで、ユーザが当該発信インターフェースを操作する際にトリガーして入力した操作命令を受信することができ、受信した内容が、ユーザからの当該発信インターフェースにおける当該設定項目に対する選択命令である場合、移動端末は、ユーザが当該設定項目を選択したと決定できる。この時、他の連絡先に発呼する場合、当該ユーザのクラウドカードを発呼に付帯することができる。例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、当該設定項目に対してタッチ操作を行うことにより、移動端末バックグラウンドへの選択命令の送信をトリガーすることができる。移動端末は、バックグラウンドで当該ユーザの当該設定項目に対するタッチイベントをモニタリングし、且つユーザが当該設定項目に対するタッチ操作によりトリガーした選択命令を受信した場合、ユーザが、当該設定項目を選択したと決定できる。

【0038】

ここで、上述の発信インターフェースは、移動端末のダイヤルインターフェースであってもよく、移動端末の自装置アドレス帳における連絡先のインターフェースであってもよい。

【0039】

例えば、一つの状況において、当該ユーザは、発呼者としてストレンジャーに発呼する際に、通常ダイヤルインターフェースにおいて直接当該ストレンジャーの電話番号をダイヤルすることができる。このような状況において、当該設定項目は、ダイヤルインターフェースにおける予め設定された「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目であってもよい。ユーザは、発呼する際に、直接ダイヤルインターフェースにおいて当該設定項目を選択することにより、個人のクラウドカードを発呼に付帯してもよい。

【0040】

別の状況において、当該ユーザは、発呼者として自装置アドレス帳にある連絡先に発呼する際に、通常、直接自装置アドレス帳において操作することにより、当該連絡先に発呼することができる。このような状況において、当該設定項目は、自装置アドレス帳における予め設定された「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目であってもよい。ユーザは、直接自装置アドレス帳において当該設定項目を選択することにより、個人のクラウドカードを発呼に付帯してもよい。例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、自装置アドレス帳にある連絡先に発呼する際に、当該連絡先を長時間押し

10

20

30

40

50

操作により、システムが上述の「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目を出力するようにトリガーすることができ、そして、当該ユーザは、当該設定項目に対してタッチ操作を行うことにより、当該設定項目を選択して個人のクラウドカードを発呼に付帯することができる。

【0041】

本実施例において、当該ユーザは、発呼者として移動端末において発呼する際に、当該ユーザにより設定されたクラウドカード情報はクラウドサーバにアップロードされているため、この時の移動端末は、保存された当該発呼者ユーザのクラウドカード情報を当該前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに指示するための指示メッセージを、クラウドサービスに送信してもよい。当該指示メッセージにおいては、クラウドサービスが当該発呼者ユーザのクラウドカード情報に対し割り当てたクラウドカードIDを付帯してもよい。

10

【0042】

クラウドサーバは、当該指示メッセージを受信した後、当該クラウドカードIDに基づいて、保存されたクラウドカードIDとクラウドカード情報との間の対応関係を照会して、当該クラウドカードIDに対応する発呼者のクラウドカード情報を探し出すことができ、そして、探し出した発呼者のクラウドカード情報を当該発呼者の発呼した前記発呼の受信者にプッシュする。当該前記発呼の受信者の移動端末は、クラウドサーバによりプッシュされたクラウドカード情報を受信した後、受信されたクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。同時に、当該前記発呼の受信者は、さらに、当該受信インターフェース中に表示されたクラウドカード情報に対する操作を通じて、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することを選択できる。

20

【0043】

このような方法によって、ストレンジャーによる発呼を受信する状況では、前記発呼の受信者は、ストレンジャーからの電話呼び出しを受信する際に、着信インターフェースに表示された当該ストレンジャーのクラウドカード情報をチェックすることにより当該ストレンジャーの個人資料を取得することができる。これにより、ストレンジャーを十分に識別することができる。

【0044】

自装置アドレス帳における連絡先からの発呼を受信する状況では、連絡先が設定したクラウドカード情報には、ユーザの基本的な個人資料のほか、連絡先が設定したマルチメディアクラウドカード情報をさらに含むことができるため、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示された当該連絡先が設定したクラウドカード情報をチェックすることにより、当該連絡先が設定した最新の高解像度写真等のマルチメディアクラウドカード情報を取得することができる。それゆえ、ユーザの通話体験を向上させることができる。

30

【0045】

以上に記載されたのは、移動端末の自装置ユーザは発呼者として発呼する過程であるが、当該自装置ユーザは、前記発呼の受信者としてリモート連絡先からの発呼を受信した場合においても、以上に記載された実施過程どおりに、クラウドサーバによりプッシュされた当該リモート連絡先のクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。

40

【0046】

本実施例において、リモート連絡先は、移動端末において個人のクラウドカード情報を設定して、設定完了のクラウドカード情報をクラウドサーバにアップロードしてもよい。当該リモート連絡先は、発呼者として自装置ユーザに発呼する際に、個人のクラウドカード情報を発呼に付帯することを選択して、クラウドサーバに指示メッセージを送信することにより、クラウドサーバに、その自装置に保存された当該リモート連絡先のクラウドカード情報を自装置ユーザにプッシュするように指示してもよい。

【0047】

50

自装置ユーザの移動端末は、リモート連絡先からの発呼を受信する際に、受信されたクラウドサーバによりプッシュされた当該リモート連絡先のクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対しては、自装置ユーザは、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対して操作を行うことにより、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することを選択してもよい。

【0048】

例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報を長時間押し操作により、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存すると保存命令を移動端末バックグラウンドへ送信するようトリガーすることができる。移動端末は、バックグラウンドで当該ユーザの当該設定項目に対する長時間押しイベントをモニタリングし、且つユーザが当該設定項目に対して長時間押し操作を行ってトリガーした保存命令を受信した場合、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することができる。

10

【0049】

以上の実施例によれば、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断することにより、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、保存された当該ユーザのクラウドカード情報を今回の前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに通知し、前記発呼の受信者は、クラウドサーバによりプッシュされた当該ユーザのクラウドカード情報を受信した場合、当該クラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。これにより、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対するチェックを通じて、当該発呼者の個人資料を取得でき、ユーザの通話体験を向上させる。

20

【0050】

図2に示すように、図2は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信方法である。当該クラウドカードの送信方法は、クラウドサーバに適用され、以下のステップを含む。即ち、

ステップ201において、端末が発呼の際に送信する指示メッセージを受信する。当該指示メッセージは、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするよう前記クラウドサーバに指示するためのものである。

30

【0051】

ステップ202において、前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するようにする。

【0052】

本実施例において、クラウドサーバは、当該移動端末に対してクラウドサービスを提供するサーバ、サーバ・クラスタ又はクラウドプラットフォームであってもよい。端末は、ユーザの移動端末、例えば、ユーザのスマートフォンであってもよい。クラウドカードは、ユーザが構築してクラウドサーバに保存した電子名刺であり、ユーザの氏名、連絡方法、会社名及びメールアドレス等の基本的な個人資料を含んでもよく、ユーザが設定したマルチメディアカード情報をさらに含んでもよい。例えば、当該マルチメディアカード情報は、ユーザが設定インターフェースにおいて設定した高解像度写真、音声による自己紹介及びビデオ映像による自己紹介等を含んでもよい。

40

【0053】

ここで、ユーザは、クラウドカードを設定する場合、移動端末においてクラウドカードの機能を起動することにより実現できる。例えば、移動端末においてクラウドカードの機能項目を設定することができ、移動端末のユーザは、当該機能項目を選択することによりクラウドカードの機能を起動することができる。

【0054】

クラウドカードの機能を起動した後、ユーザは、移動端末がユーザに向けて提供するク

50

ラウドカード設定インターフェースにおいて、個人のクラウドカード情報を設定することができる。ユーザが当該クラウドカード設定インターフェースにおいてクラウドカード情報の設定を完了すると、この時、移動端末は、当該クラウドカード設定インターフェースからユーザが設定したクラウドカード情報を取得することができ、ユーザが設定完了したクラウドカード情報をユーザの移動端末によりクラウドサーバにアップロードすることができる。

【 0 0 5 5 】

クラウドサーバは、当該ユーザの移動端末によりアップロードされたクラウドカード情報を受信した後、受信されたクラウドカード情報を自装置に記憶することができ、且つ前記クラウドカード情報と前記ユーザとの対応関係を保存することができるので、後の照会が便利になる。

10

【 0 0 5 6 】

例えば、クラウドサーバは、当該クラウドカード情報と対応のユーザとの間の対応関係を構築する際に、自装置において当該クラウドカード情報に唯一の識別情報、例えば、クラウドカードIDを割り当てることができ、そして、割り当てられたクラウドカードIDを当該ユーザの移動端末に送信して保存する。同時に、クラウドサーバは、自装置に割り当てられたクラウドカードIDと自装置に保存された当該ユーザのクラウドカード情報との間の対応関係をさらに保存してもよい。

【 0 0 5 7 】

本実施例において、ユーザのクラウドカード設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報がクラウドサーバに成功的にアップロードされると、この時、当該ユーザが発呼者としてその他の連絡先に発呼する際に、個人のクラウドカードを発呼に付帯することを選択する。これにより、当該発呼の前記発呼の受信者が、当該ユーザからの発呼を受信する際に、当該ユーザのクラウドカードを着信インターフェースに表示できるようにしてもよい。

20

【 0 0 5 8 】

実現にあたり、発信インターフェースにおいて、発呼中にクラウドカードを付帯する設定項目を設定してもよく、ユーザは、発呼者として発呼する際に、発信インターフェースにおいて当該設定項目を選択することにより、クラウドカードを当該発呼に付帯することを選択してもよい。これと同時に、移動端末は、バックグラウンドシステムでリアルタイムで、ユーザが当該発信インターフェースを操作する際にトリガーして入力した操作命令を受信することができ、受信した内容が、ユーザからの当該発信インターフェースにおける当該設定項目に対する選択命令である場合、移動端末は、ユーザが当該設定項目を選択したと決定できる。この時、他の連絡先に発呼する場合、当該ユーザのクラウドカードを発呼に付帯することができる。例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、当該設定項目に対してタッチ操作を行うことにより、移動端末バックグラウンドへの選択命令の送信をトリガーすることができる。移動端末は、バックグラウンドで当該ユーザの当該設定項目に対するタッチイベントをモニタリングし、且つユーザが当該設定項目に対するタッチ操作によりトリガーした選択命令を受信した場合、ユーザが、当該設定項目を選択したと決定できる。

30

40

【 0 0 5 9 】

ここで、上述の発信インターフェースは、移動端末のダイヤルインターフェースであってもよく、移動端末の自装置アドレス帳における連絡先のインターフェースであってもよい。

【 0 0 6 0 】

例えば、一つの状況において、当該ユーザは、発呼者としてストレンジャーに発呼する際に、通常ダイヤルインターフェースにおいて直接当該ストレンジャーの電話番号をダイヤルすることができる。このような状況において、当該設定項目は、ダイヤルインターフェースにおける予め設定された「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目であってもよい。ユーザは、発呼する際に、直接ダイヤルインターフェースにおいて

50

当該設定項目を選択することにより、個人のクラウドカードを発呼に付帯してもよい。

【0061】

別の状況において、当該ユーザは、発呼者として自装置アドレス帳にある連絡先に発呼する際に、通常、直接自装置アドレス帳において操作することにより、当該連絡先に発呼することができる。このような状況において、当該設定項目は、自装置アドレス帳における予め設定された「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目であってもよい。ユーザは、直接自装置アドレス帳において当該設定項目を選択することにより、個人のクラウドカードを発呼に付帯してもよい。例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、自装置アドレス帳にある連絡先に発呼する際に、当該連絡先を長時間押し操作により、システムが上述の「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目を出力するようにトリガーすることができ、そして、当該ユーザは、当該設定項目に対してタッチ操作を行うことにより、当該設定項目を選択して個人のクラウドカードを発呼に付帯することができる。

10

【0062】

本実施例において、当該ユーザは、発呼者として移動端末において発呼する際に、当該ユーザにより設定されたクラウドカード情報はクラウドサーバにアップロードされているため、この時の移動端末は、保存された当該発呼者ユーザのクラウドカード情報を当該前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに指示するための指示メッセージを、クラウドサービスに送信してもよい。当該指示メッセージにおいては、クラウドサービスが当該発呼者ユーザのクラウドカード情報に対し割り当てたクラウドカードIDを付帯してもよい。

20

【0063】

クラウドサーバは、当該指示メッセージを受信した後、当該クラウドカードIDに基づいて、保存されたクラウドカードIDとクラウドカード情報との間の対応関係を照会して、当該クラウドカードIDに対応する発呼者のクラウドカード情報を探し出すことができ、そして、探し出した発呼者のクラウドカード情報を当該発呼者の発呼した前記発呼の受信者にプッシュする。当該前記発呼の受信者の移動端末は、クラウドサーバによりプッシュされたクラウドカード情報を受信した後、受信されたクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。同時に、当該前記発呼の受信者は、さらに、当該受信インターフェース中に表示されたクラウドカード情報に対する操作を通じて、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することを選択できる。

30

【0064】

このような方法によって、ストレンジャーによる発呼を受信する状況では、前記発呼の受信者は、ストレンジャーからの電話呼び出しを受信する際に、着信インターフェースに表示された当該ストレンジャーのクラウドカード情報をチェックすることにより当該ストレンジャーの個人資料を取得することができる。これにより、ストレンジャーを十分に識別することができる。

【0065】

自装置アドレス帳における連絡先からの発呼を受信する状況では、連絡先が設定したクラウドカード情報には、ユーザの基本的な個人資料のほか、連絡先が設定したマルチメディアクラウドカード情報をさらに含むことができるため、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示された当該連絡先が設定したクラウドカード情報をチェックすることにより、当該連絡先が設定した最新の高解像度写真等のマルチメディアクラウドカード情報を取得することができる。それゆえ、ユーザの通話体験を向上させることができる。

40

【0066】

以上に記載されたのは、移動端末の自装置ユーザは発呼者として発呼する過程であるが、当該自装置ユーザは、前記発呼の受信者としてリモート連絡先からの発呼を受信した場合においても、以上に記載された実施過程どおりに、クラウドサーバによりプッシュされた当該リモート連絡先のクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することがで

50

きる。

【 0 0 6 7 】

本実施例において、リモート連絡先は、移動端末において個人のクラウドカード情報を設定して、設定完了のクラウドカード情報をクラウドサーバにアップロードしてもよい。当該リモート連絡先は、発呼者として自装置ユーザに発呼する際に、個人のクラウドカード情報を発呼に付帯することを選択して、クラウドサーバに指示メッセージを送信することにより、クラウドサーバに、その自装置に保存された当該リモート連絡先のクラウドカード情報を自装置ユーザにプッシュするように指示してもよい。

【 0 0 6 8 】

自装置ユーザの移動端末は、リモート連絡先からの発呼を受信する際に、受信されたクラウドサーバによりプッシュされた当該リモート連絡先のクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対しては、自装置ユーザは、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対して操作を行うことにより、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することを選択してもよい。

10

【 0 0 6 9 】

例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報を長時間押し操作により、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存するとの保存命令を移動端末バックグラウンドへ送信するようトリガーすることができる。移動端末は、バックグラウンドで当該ユーザの当該設定項目に対する長時間押しイベントをモニタリングし、且つユーザが当該設定項目に対して長時間押し操作を行ってトリガーした保存命令を受信した場合、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することができる。

20

【 0 0 7 0 】

以上の実施例によれば、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断することにより、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、保存された当該ユーザのクラウドカード情報を今回の前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに通知し、前記発呼の受信者は、クラウドサーバによりプッシュされた当該ユーザのクラウドカード情報を受信した場合、当該クラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。これにより、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対するチェックを通じて、当該発呼者の個人資料を取得でき、ユーザの通話体験を向上させる。

30

【 0 0 7 1 】

図 3 に示すように、図 3 は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信方法である。当該クラウドカードの送信方法は、以下のステップを含む。即ち、

ステップ 3 0 1 において、発呼者が、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断する。

【 0 0 7 2 】

ステップ 3 0 2 において、発呼者が、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、クラウドサーバに指示メッセージを送信する。前記指示メッセージは、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするよう前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである。

40

【 0 0 7 3 】

ステップ 3 0 3 において、クラウドサーバは、前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示する。

【 0 0 7 4 】

本実施例において、端末は、ユーザの移動端末、例えば、ユーザのスマートフォンであってもよい。クラウドサーバは、当該移動端末に対してクラウドサービスを提供するサー

50

バ、サーバ・クラスタ又はクラウドプラットフォームであってもよい。クラウドカードは、ユーザが構築してクラウドサーバに保存した電子名刺であり、ユーザの氏名、連絡方法、会社名及びメールアドレス等の基本的な個人資料を含んでもよく、ユーザが設定したマルチメディアカード情報をさらに含んでもよい。例えば、当該マルチメディアカード情報は、ユーザが設定インターフェースにおいて設定した高解像度写真、音声による自己紹介及びビデオ映像による自己紹介等を含んでもよい。

【0075】

ここで、ユーザは、クラウドカードを設定する場合、移動端末においてクラウドカードの機能を起動することにより実現できる。例えば、移動端末においてクラウドカードの機能項目を設定することができ、移動端末のユーザは、当該機能項目を選択することによりクラウドカードの機能を起動することができる。

10

【0076】

クラウドカードの機能を起動した後、ユーザは、移動端末がユーザに向けて提供するクラウドカード設定インターフェースにおいて、個人のクラウドカード情報を設定することができる。ユーザが当該クラウドカード設定インターフェースにおいてクラウドカード情報の設定を完了すると、この時、移動端末は、当該クラウドカード設定インターフェースからユーザが設定したクラウドカード情報を取得することができ、ユーザが設定完了したクラウドカード情報をユーザの移動端末によりクラウドサーバにアップロードすることができる。

【0077】

クラウドサーバは、当該ユーザの移動端末によりアップロードされたクラウドカード情報を受信した後、受信されたクラウドカード情報を自装置に記憶することができ、且つ前記クラウドカード情報と前記ユーザとの対応関係を保存することができるので、後の照会が便利になる。

20

【0078】

例えば、クラウドサーバは、当該クラウドカード情報と対応のユーザとの間の対応関係を構築する際に、自装置において当該クラウドカード情報に唯一の識別情報、例えば、クラウドカードIDを割り当てることができ、そして、割り当てられたクラウドカードIDを当該ユーザの移動端末に送信して保存する。同時に、クラウドサーバは、自装置に割り当てられたクラウドカードIDと自装置に保存された当該ユーザのクラウドカード情報との間の対応関係をさらに保存してもよい。

30

【0079】

本実施例において、ユーザのクラウドカード設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報がクラウドサーバに成功的にアップロードされると、この時、当該ユーザが発呼者としてその他の連絡先に発呼する際に、個人のクラウドカードを発呼に付帯することを選択する。これにより、当該発呼の前記発呼の受信者が、当該ユーザからの発呼を受信する際に、当該ユーザのクラウドカードを着信インターフェースに表示できるようにしてもよい。

【0080】

実現にあたり、発信インターフェースにおいて、発呼中にクラウドカードを付帯する設定項目を設定してもよく、ユーザは、発呼者として発呼する際に、発信インターフェースにおいて当該設定項目を選択することにより、クラウドカードを当該発呼に付帯することを選択してもよい。これと同時に、移動端末は、バックグラウンドシステムでリアルタイムで、ユーザが当該発信インターフェースを操作する際にトリガーして入力した操作命令を受信することができ、受信した内容が、ユーザからの当該発信インターフェースにおける当該設定項目に対する選択命令である場合、移動端末は、ユーザが当該設定項目を選択したと決定できる。この時、他の連絡先に発呼する場合、当該ユーザのクラウドカードを発呼に付帯することができる。例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、当該設定項目に対してタッチ操作を行うことにより、移動端末バックグラウンドへの選択命令の送信をトリガーすることができる。移動端末は、バックグラウンドで当該ユーザの当

40

50

該設定項目に対するタッチイベントをモニタリングし、且つユーザが当該設定項目に対するタッチ操作によりトリガーした選択命令を受信した場合、ユーザが、当該設定項目を選択したと決定できる。

【0081】

ここで、上述の発信インターフェースは、移動端末のダイヤルインターフェースであってもよく、移動端末の自装置アドレス帳における連絡先のインターフェースであってもよい。

【0082】

例えば、一つの状況において、当該ユーザは、発呼者としてストレンジャーに発呼する際に、通常ダイヤルインターフェースにおいて直接当該ストレンジャーの電話番号をダイヤルすることができる。このような状況において、当該設定項目は、ダイヤルインターフェースにおける予め設定された「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目であってもよい。ユーザは、発呼する際に、直接ダイヤルインターフェースにおいて当該設定項目を選択することにより、個人のクラウドカードを発呼に付帯してもよい。

10

【0083】

別の状況において、当該ユーザは、発呼者として自装置アドレス帳にある連絡先に発呼する際に、通常、直接自装置アドレス帳において操作することにより、当該連絡先に発呼することができる。このような状況において、当該設定項目は、自装置アドレス帳における予め設定された「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目であってもよい。ユーザは、直接自装置アドレス帳において当該設定項目を選択することにより、個人のクラウドカードを発呼に付帯してもよい。例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、自装置アドレス帳にある連絡先に発呼する際に、当該連絡先を長時間押し操作により、システムが上述の「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目を出力するようにトリガーすることができ、そして、当該ユーザは、当該設定項目に対してタッチ操作を行うことにより、当該設定項目を選択して個人のクラウドカードを発呼に付帯することができる。

20

【0084】

本実施例において、当該ユーザは、発呼者として移動端末において発呼する際に、当該ユーザにより設定されたクラウドカード情報がクラウドサーバにアップロードされているため、この時、移動端末は、保存された当該発呼者ユーザのクラウドカード情報を当該前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに指示するための指示メッセージを、クラウドサービスに送信してもよい。当該指示メッセージにおいては、クラウドサービスが当該発呼者ユーザのクラウドカード情報に対し割り当てたクラウドカードIDを付帯してもよい。

30

【0085】

クラウドサーバは、当該指示メッセージを受信した後、当該クラウドカードIDに基づいて、保存されたクラウドカードIDとクラウドカード情報との間の対応関係を照会して、当該クラウドカードIDに対応する発呼者のクラウドカード情報を探し出すことができ、そして、探し出した発呼者のクラウドカード情報を当該発呼者の発呼した前記発呼の受信者にプッシュする。当該前記発呼の受信者の移動端末は、クラウドサーバによりプッシュされたクラウドカード情報を受信した後、受信されたクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。同時に、当該前記発呼の受信者は、さらに、当該受信インターフェース中に表示されたクラウドカード情報に対する操作を通じて、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することを選択できる。

40

【0086】

このような方法によって、ストレンジャーによる発呼を受信する状況では、前記発呼の受信者は、ストレンジャーからの電話呼び出しを受信する際に、着信インターフェースに表示された当該ストレンジャーのクラウドカード情報をチェックすることにより当該ストレンジャーの個人資料を取得することができる。これにより、ストレンジャーを十分に識

50

別することができる。

【0087】

自装置アドレス帳における連絡先からの発呼を受信する状況では、連絡先が設定したクラウドカード情報には、ユーザの基本的な個人資料のほか、連絡先が設定したマルチメディアクラウドカード情報をさらに含むことができるため、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示された当該連絡先が設定したクラウドカード情報をチェックすることにより、当該連絡先が設定した最新の高解像度写真等のマルチメディアクラウドカード情報を取得することができる。それゆえ、ユーザの通話体験を向上させることができる。

【0088】

以上に記載されたのは、移動端末の自装置ユーザは発呼者として発呼する過程であるが、当該自装置ユーザは、前記発呼の受信者としてリモート連絡先からの発呼を受信した場合においても、以上に記載された実施過程どおりに、クラウドサーバによりプッシュされた当該リモート連絡先のクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。

10

【0089】

本実施例において、リモート連絡先は、移動端末において個人のクラウドカード情報を設定して、設定完了のクラウドカード情報をクラウドサーバにアップロードしてもよい。当該リモート連絡先は、発呼者として自装置ユーザに発呼する際に、個人のクラウドカード情報を発呼に付帯することを選択して、クラウドサーバに指示メッセージを送信することにより、クラウドサーバに、その自装置に保存された当該リモート連絡先のクラウドカード情報を自装置ユーザにプッシュするように指示してもよい。

20

【0090】

自装置ユーザの移動端末は、リモート連絡先からの発呼を受信する際に、受信されたクラウドサーバによりプッシュされた当該リモート連絡先のクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対しては、自装置ユーザは、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対して操作を行うことにより、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することを選択してもよい。

【0091】

例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報を長時間押し操作により、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存するとの保存命令を移動端末バックグラウンドへ送信するようトリガーすることができる。移動端末は、バックグラウンドで当該ユーザの当該設定項目に対する長時間押しイベントをモニタリングし、且つユーザが当該設定項目に対して長時間押し操作を行ってトリガーした保存命令を受信した場合、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することができる。

30

【0092】

以上の実施例によれば、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断することにより、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、保存された当該ユーザのクラウドカード情報を今回の前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに通知し、前記発呼の受信者は、クラウドサーバによりプッシュされた当該ユーザのクラウドカード情報を受信した場合、当該クラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。これにより、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対するチェックを通じて、当該発呼者の個人資料を取得でき、ユーザの通話体験を向上させる。

40

【0093】

前述のクラウドカードの送信方法の実施例に対応して、本発明は、装置の実施例をさらに提供する。

【0094】

図4は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図

50

である。

【0095】

図4に示すように、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置400は、判断モジュール401と送信モジュール402とを備え、ここで、

前記判断モジュール401は、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するように構成される。

【0096】

前記送信モジュール402は、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、指示メッセージをクラウドサーバに送信するように構成され、前記指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである。

10

【0097】

以上の実施例によれば、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断することにより、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、保存された当該ユーザのクラウドカード情報を今回の前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに通知し、前記発呼の受信者は、クラウドサーバによりプッシュされた当該ユーザのクラウドカード情報を受信した場合、当該クラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。これにより、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対するチェックを通じて、当該発呼者の個人資料を取得でき、ユーザの通話体験を向上させる。

20

【0098】

図5を参照すると、図5は、本発明の例示的な一実施例に係る別の装置を示す模式的なブロック図であり、当該実施例は、前述の図4に示す実施例を基にしたものであり、前記装置400は、取得モジュール403とアップロードモジュール404とをさらに備えてもよい。ここで、

前記取得モジュール403は、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断する前に、ユーザが予め設定されたクラウドカードの設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報を取得するように構成される。

【0099】

前記アップロードモジュール404は、取得した前記クラウドカード情報を前記クラウドサーバにアップロードするように構成される。

30

【0100】

図6を参照すると、図6は、本発明の例示的な一実施例に係る別の装置を示す模式的なブロック図であり、当該実施例は、前述の図4に示す実施例を基にしたものであり、前記判断モジュール401は、受信サブモジュール401Aと決定サブモジュール401Bとを備えてもよい。ここで、

前記受信サブモジュール401Aは、発呼中にクラウドカードを含むように設定するための設定項目が含まれている発信インターフェースに対してユーザが入力した操作命令を受信するように構成される。

40

【0101】

前記決定サブモジュール401Bは、ユーザからの前記発信インターフェースにおける前記設定項目に対する選択命令を受信した場合、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したと決定するように構成される。

【0102】

説明すべきなのは、上述の図6に示す装置の実施例において示す受信サブモジュール401Aと決定サブモジュール401Bの構成は、前述の図5の装置の実施例に含まれてもよく、これに対して、本発明は限定しない。

【0103】

図7を参照すると、図7は、本発明の例示的な一実施例に係る別の装置を示す模式的な

50

ブロック図であり、当該実施例は、前述の図 4 に示す実施例を基にしたものであり、前記装置 400 は、第 1 受信モジュール 405 と表示モジュール 406 をさらに備えてもよい。ここで、

前記第 1 受信モジュール 405 は、電話呼び出しを受信する際に、前記クラウドサーバによりプッシュされる前記発呼者のクラウドカード情報を受信するように構成される。

【0104】

前記表示モジュール 406 は、受信された前記クラウドカード情報を着信インターフェースに表示するように構成される。

【0105】

説明すべきなのは、上述の図 6 に示す装置の実施例における第 1 受信モジュール 405 と表示モジュール 406 の構成は、前述の図 5 ~ 6 の装置の実施例に含まれてもよく、これに対して、本発明は限定しない。

10

【0106】

図 8 を参照すると、図 8 は、本発明の例示的な一実施例に係る別の装置を示す模式的なブロック図であり、当該実施例は、前述の図 4 に示す実施例を基にしたものであり、前記装置 400 は、第 2 受信モジュール 407 と保存モジュール 408 とをさらに備えてもよい。ここで、

前記第 2 受信モジュール 407 は、ユーザが着信インターフェースに対して入力した操作命令を受信するように構成される。

【0107】

20

前記保存モジュール 408 は、ユーザからの前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報に対する保存命令を受信した場合、前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存するように構成される。

【0108】

説明すべきなのは、上述の図 8 に示す装置の実施例における第 2 受信モジュール 407 と保存モジュール 408 の構成は、前述の図 5 ~ 7 の装置の実施例に含まれてもよく、これに対して、本発明は限定しない。

【0109】

図 9 は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

30

【0110】

図 9 に示すように、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置 900 は、第 3 受信モジュール 901 とプッシュモジュール 902 とを備える。ここで、

前記第 3 受信モジュール 901 は、端末が発呼の際に送信した指示メッセージを受信するように構成される。当該指示メッセージは、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するためのものである。

【0111】

前記プッシュモジュール 902 は、前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するように構成される。

40

【0112】

以上の実施例によれば、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断することにより、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、保存された当該ユーザのクラウドカード情報を今回の前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに通知し、前記発呼の受信者は、クラウドサーバによりプッシュされる当該ユーザのクラウドカード情報を受信した場合、当該クラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。これにより、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対するチェックを通じて、当該発呼者の個人資料を取得でき、ユーザの通話体験を向上させる。

【0113】

50

図10を参照すると、図10は、本発明の例示的な一実施例に係る別の装置を示す模式的なブロック図であり、当該実施例は、前述の図9に示す実施例を基にしたものであり、前記装置900は、第4受信モジュール903と記憶モジュール904をさらに備えてもよい。ここで、

前記第4受信モジュール903は、ユーザが発呼中にクラウドカードを含むことを選択した際に端末が送信する指示メッセージを受信する前に、前記端末によりアップロードされる前記発呼者のクラウドカード情報を受信するように構成される。

【0114】

前記記憶モジュール904は、受信された前記発呼者のクラウドカード情報を自装置に保存するとともに、前記クラウドカード情報と前記発呼者との対応関係を保存する。

10

【0115】

上述の実施例に係る装置において、それぞれのモジュールが機能と作用を実現する具体的な過程については、前述の方法の実施例の対応する実現過程を参照し、ここではその詳細な説明を省略することにする。

【0116】

装置の実施例は、基本的に方法の実施例に対応するため、その関連部分について方法の実施例の内容を参照すればよい。以上に記載された装置の実施例は、ただ例示的なものにすぎず、前記分離ユニットとして説明されたモジュールは、物理的に分離されたものでも、分離されていないものであってもよい。モジュールとして表示されたユニットは、物理的なモジュールであっても、なくてもよい。即ち、一つの箇所に配置されてもよく、複数のネットワークモジュールに配置されもよい。実際のニーズに応じてその中の一部又は全部のモジュールを選択して本発明の目的を実現できる。当業者は創造的な労働を払わず、理解、且つ実施することができる。

20

【0117】

相応して、本発明は、クラウドカードの送信装置をさらに提供する。

【0118】

当該装置は、

プロセッサと、

プロセッサにより実行可能なインストラクションを記憶するためのメモリと、
を備え、

30

前記プロセッサは、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断し、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、前記クラウドサーバに指示メッセージを送信するように構成され、

当該指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである。

【0119】

相応して、本発明は、メモリ及び一つ以上のプログラムを備える端末をさらに提供する。ここで、一つ以上のプログラムはメモリに記憶され、一つ以上のプロセッサにより以下の操作を行うためのインストラクションを含む前記一つ以上のプログラムを実行する。即ち、

40

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断し、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、前記クラウドサーバに指示メッセージを送信し、当該指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである。

【0120】

相応して、本発明は、クラウドカードの送信装置をさらに提供する。

50

【0121】

当該装置は、
プロセッサと、
前記プロセッサにより実行可能なインストラクションを記憶するためのメモリと
を備え、
前記プロセッサは、
端末が発呼の際に送信した指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信し、
前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示する
ように構成される。

10

【0122】

相応して、本発明は、メモリ及び一つ以上のプログラムを備えるサーバをさらに提供する。ここで、一つ以上のプログラムはメモリに記憶され、一つ以上のプロセッサにより以下の操作を行うためのインストラクションを含む前記一つ以上のプログラムを実行する。即ち、

端末が発呼の際に送信した指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信し、

20

前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するようにする。

【0123】

図11は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置の構成を示す模式図である。

【0124】

図11は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置1100示している。例えば、当該装置1100は、携帯電話、コンピュータ、デジタル放送端末、メッセージ送受信機、ゲーム機、タブレットデバイス、医療機器、フィットネス設備、PDA(Personal Digital Assistant)等であってもよい。

30

【0125】

図11を参照すること。装置1100は、処理アセンブリ1101、メモリ1102、電源アセンブリ1103、マルチメディアアセンブリ1104、オーディオアセンブリ1105、入力/出力(I/O)インターフェース1106、センサアセンブリ1107及び通信アセンブリ1108からなる群から選ばれる少なくとも一つを備えてもよい。

【0126】

処理アセンブリ1101は、一般的には、装置1100の全体の操作、例えば、表示、電話呼び出し、データ通信、カメラ操作及び記録操作に関連する操作を制御する。処理アセンブリ1101は、上述の方法におけるステップの一部又は全部を実現できるように、インストラクションを実行する少なくとも一つのプロセッサ1109を備えてもよい。なお、処理アセンブリ1101は、他のアセンブリとのインタラクションの便宜上、少なくとも一つのモジュールを備えてもよい。例えば、処理アセンブリ1101は、マルチメディアアセンブリ1104とのインタラクションの便宜を図るために、マルチメディアモジュールを備えてもよい。

40

【0127】

メモリ1102は、装置1100における操作を支援するための、各種のデータを記憶するように構成される。これらのデータの例として、装置1100において操作される何れのアプリケーション又は方法に関するインストラクション、連絡先データ、アドレス帳

50

データ、メッセージ、画像、ビデオ等を含む。メモリ1102は、何れの種類の揮発性又は不揮発性メモリ、例えば、SRAM(Static Random Access Memory)、EEPROM(Electrically Erasable Programmable Read-Only Memory)、EPROM(Erasable Programmable Read Only Memory)、PROM(Programmable ROM)、ROM(Read Only Memory)、磁気メモリ、フラッシュメモリ、磁気ディスク、又は光ディスク、又はこれらの組み合わせにより実現することができる。

【0128】

電源アセンブリ1103は、装置1100の各種アセンブリに電力を供給するためのものであり、電源管理システム、1つ又は複数の電源、及び装置1100のために電力を生成、管理及び分配することに関連のある他のアセンブリを備えてもよい。

【0129】

マルチメディアアセンブリ1104は、装置1100とユーザとの間に出力インターフェースを提供するためのスクリーンを備えてもよい。何れかの実施例において、スクリーンは、液晶ディスプレイ(LCD)やタッチパネル(TP)を備えてもよい。スクリーンは、タッチパネルを備える場合、ユーザからの入力信号を受信できるタッチスクリーンとして実現される。また、タッチパネルは、少なくとも1つのタッチセンサを備えることにより、タッチ、スライド、タッチパネル上でのジェスチャーを感知することができる。前記タッチセンサは、タッチやスライド動作の境界を感知できるだけでなく、タッチやスライド操作と関連する持続時間や圧力も感知できる。何れかの実施例において、マルチメディアアセンブリ1104は、フロントカメラ及び/又はバックカメラを備えてもよい。装置1100が、例えば撮影モードやビデオモードのような操作モードにある場合、フロントカメラ及び/又はバックカメラは外部からのマルチメディアデータを受信できる。フロントカメラ及びバックカメラのそれぞれは、固定の光学レンズ系であってもよいし、可変の焦点距離及び光学ズーム機能を有するものであってもよい。

【0130】

オーディオアセンブリ1105は、オーディオ信号を出力及び/又は入力するように構成される。例えば、オーディオアセンブリ1105は、マイクロフォン(MIC)を有してもよい。装置1100が、例えば呼び出しモード、記録モード又は音声認識モードのような操作モードにある場合、マイクロフォンは外部のオーディオ信号を受信するように構成される。受信されたオーディオ信号は、メモリ1102に記憶されてもよく、通信アセンブリ1108を介して送信されてもよい。何れかの実施例において、オーディオアセンブリ1105は、オーディオ信号を出力するためのスピーカをさらに備えてもよい。

【0131】

I/Oインターフェース1102は、処理アセンブリ1101と周辺インターフェースモジュールとの間にインターフェースを提供するためのものである。前記周辺インターフェースモジュールは、キーボード、クリックホイール、ボタン等であってもよい。これらのボタンは、ホームボタン、音量ボタン、スタートボタン、ロックボタンであってもよいが、それらに限らない。

【0132】

センサアセンブリ1107は、装置1100のために各方面の状態評価を提供するための少なくとも1つのセンサを備えてもよい。例えば、センサアセンブリ1107は、装置1100のオン/オフ状態や、アセンブリの相対的な位置を検出することができる。例えば、前記アセンブリが装置1100のディスプレイ及びキーパッドである場合、センサアセンブリ1107は、装置1100又は装置1100の1つのアセンブリの位置の変化や、ユーザと装置1100との接触の有無や、装置1100の方位又は加速/減速や、装置1100の温度変化を検出することができる。センサアセンブリ1107は、何れの物理的接触もない状況にて付近の物体の有無を検出できるように構成される近接センサを含んでもよい。センサアセンブリ1107は、さらに、画像表示技術分野に用いられる光セン

10

20

30

40

50

サ、例えばCMOS又はCCD画像センサを含んでもよい。何れかの実施例において、当該センサアセンブリ1107は、さらに、加速度センサ、ジャイロ스코プセンサ、磁気センサ、圧力センサ又は温度センサを含んでもよい。

【0133】

通信アセンブリ1108は、装置1100と他の設備との間の無線又は有線通信が便利になるように構成される。装置1100は、通信標準に基づく無線ネットワーク、例えばWIFI、2G又は3G、又はそれらの組み合わせにアクセスできる。1つの例示的な実施例において、通信アセンブリ1108は、ブロードキャストチャンネルを介して外部のブロードキャスト管理システムからのブロードキャスト信号又はブロードキャストに関する情報を受信することができる。1つの例示的な実施例において、前記通信アセンブリ1108は、さらに、近距離通信を促進するために近距離無線通信(NFC)モジュールを含んでもよい。NFCモジュールは、例えば、無線周波数識別(RFID: Radio Frequency Identification)技術、赤外線データ協会(IrDA: Infrared Data Association)技術、超広帯域無線(UWB: Ultra Wide Band)技術、ブルートゥース(BT: Bluetooth (登録商標))技術及び他の技術により実現されてもよい。

10

【0134】

例示的な実施例において、装置1100は、上述の方法を実行するために、1つ又は複数の特定用途向け集積回路(ASIC: Application Specific Integrated Circuit)、デジタル信号プロセッサ(DSP: Digital Signal Processor)、デジタル信号処理デバイス(DSPD: Digital Signal Processing Device)、プログラム可能論理デバイス(PLD: Programmable Logic Device)、書替え可能ゲートアレイ(FPGA: Field-Programmable Gate Array)、コントローラ、マイクロコントローラ、マイクロプロセッサ、又は他の電子機器により実現されてもよい。

20

【0135】

例示的な実施例において、さらに、装置1100のプロセッサ1109により実行されることにより上述の方法を実現可能なインストラクションが記憶され、且つコンピュータに読み取り可能な非一時的記録媒体、例えばインストラクションが記憶されているメモリ1102を提供する。前記コンピュータに読み取り可能な非一時的記録媒体は、例えばROM、RAM、CD-ROM、磁気テープ、フロッピー(登録商標)ディスク及び光データメモリ等であってもよい。

30

【0136】

ここで、移動端末のプロセッサが前記記録媒体中のインストラクションを実行することにより、端末機器に、クラウドカードの送信方法を実行させることができ、前記方法は、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するステップと

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、前記クラウドサーバに指示メッセージを送信するステップと

40

を含み、

当該指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである。

【0137】

相応して、本発明は、さらに、クラウドカードの送信装置を提供する。

【0138】

当該装置は、

プロセッサと、

前記プロセッサにより実行可能なインストラクションを記憶するためのメモリと

50

を備え、

前記プロセッサは、

端末が発呼の際に送信した指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信し、

前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示する

ように構成される。

【0139】

図12は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置1200を示すブロック図である。例えば、装置1200はサーバとして提供されてもよい。図12を参照すると、装置1200は処理アセンブリ1222を含む。前記処理アセンブリ1222は1つ以上のプロセッサと、メモリ1232を代表とするメモリーリソースを含む。前記メモリ1232は、処理アセンブリ1222によって実行されるインストラクション、例えば応用プログラムを記憶するためのものである。メモリ1232に記憶される応用プログラムは、それぞれ一組のインストラクションに対応する1つ以上のモジュールを含んでもよい。また、処理アセンブリ1222は、インストラクションを実行して前記スマート機器の制御方法を実行するように構成される。

10

【0140】

装置1200は、1つ以上のプロセッサを含む処理アセンブリ1222と、処理アセンブリ1222により実行される例えばアプリケーションプログラムなどのインストラクションを記憶するための、メモリ1232を代表とするメモリーリソースとを含む。メモリ1232に記憶されるアプリケーションプログラムは、それぞれ一組のインストラクションに対応する1つ以上のモジュールを含んでもよい。なお、処理アセンブリ1222は、上述のスマート機器の制御方法を実行するよう、インストラクションを実行するように構成される。

20

【0141】

装置1100は、装置1200の電源管理を実施するように構成される電源アセンブリ1226と、装置1200をネットワークに接続させるように構成される有線又は無線ネットワークインターフェース1250と、入力/出力(I/O)インターフェース1258とをさらに備えてもよい。装置1200は、メモリ1232に記憶されたシステム、例えばWindows Server(登録商標)、Mac OS X(登録商標)、Unix(登録商標)、Linux(登録商標)、FreeBSD(登録商標)などのオペレーティングシステムに基づいて操作を行うことができる。

30

【0142】

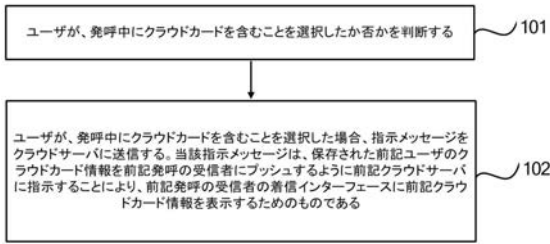
当業者であれば、本願明細書を参照し、本願明細書に開示された発明を実施することにより、本発明の他の実施形態を容易に取得することができる。本願は、本発明の一般的な原理を遵守し且つ本願明細書に開示されていない当該技術分野の公知知識又は通常の技術手段を含む本発明に対する任意の変形、用途又は適応的な変更を含むことを趣旨とする。明細書及び実施例は、単に例示的なものに過ぎず、本発明の本当の範囲及び趣旨は添付される特許請求の範囲により示される。

40

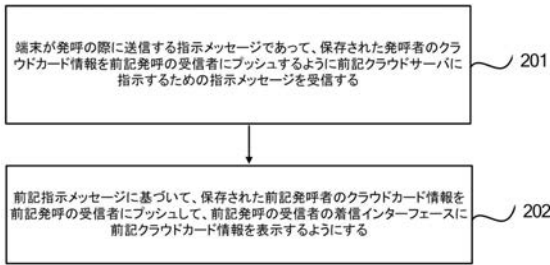
【0143】

なお、本発明は、上述の説明及び図面により示された特定の構成に限定されず、その範囲を離脱しない範囲で、様々な補正及び変更を実施してもよい。本発明の範囲は、添付される特許請求の範囲のみにより限定される。

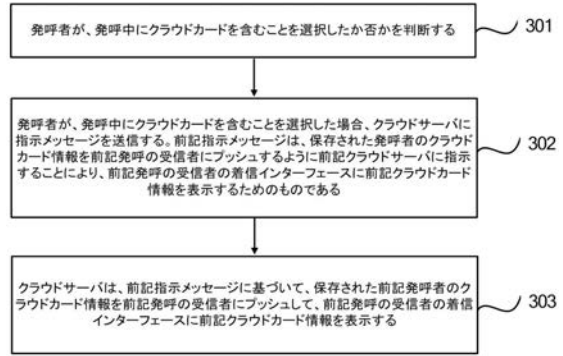
【 図 1 】



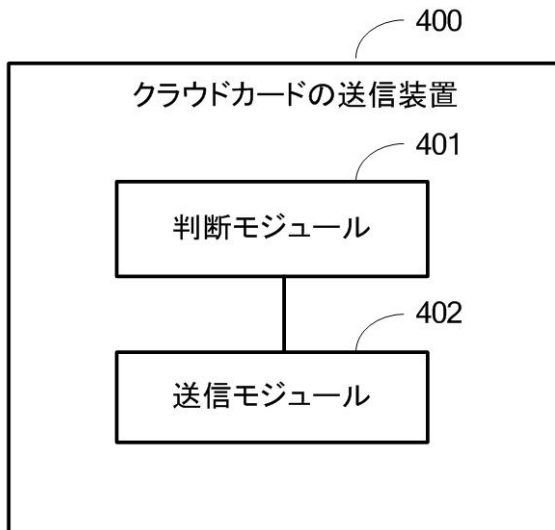
【 図 2 】



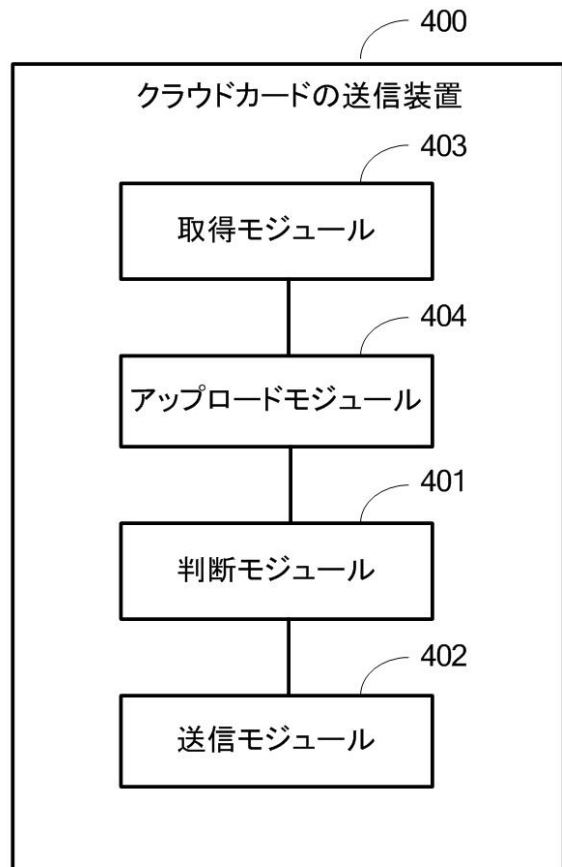
【 図 3 】



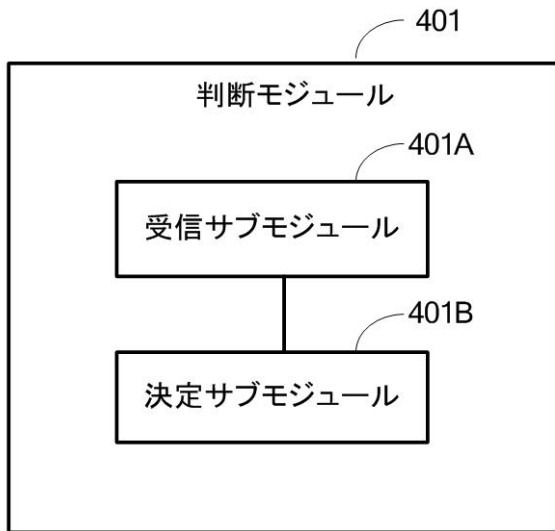
【 図 4 】



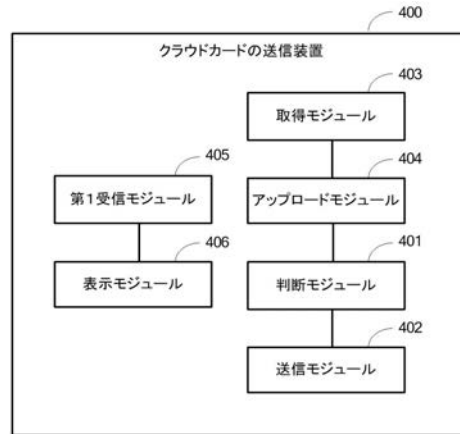
【 図 5 】



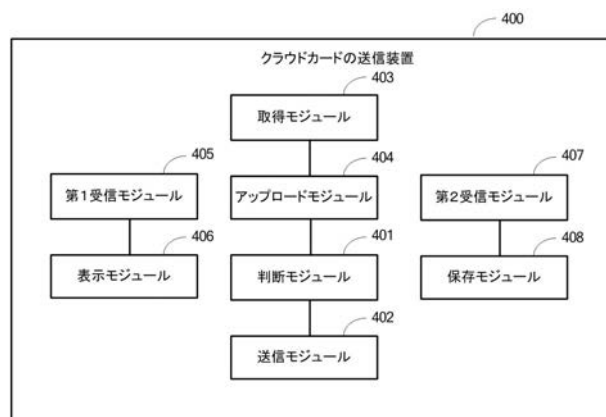
【 図 6 】



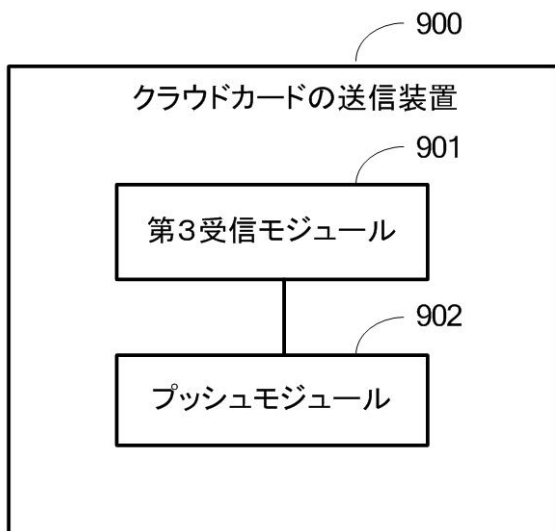
【 図 7 】



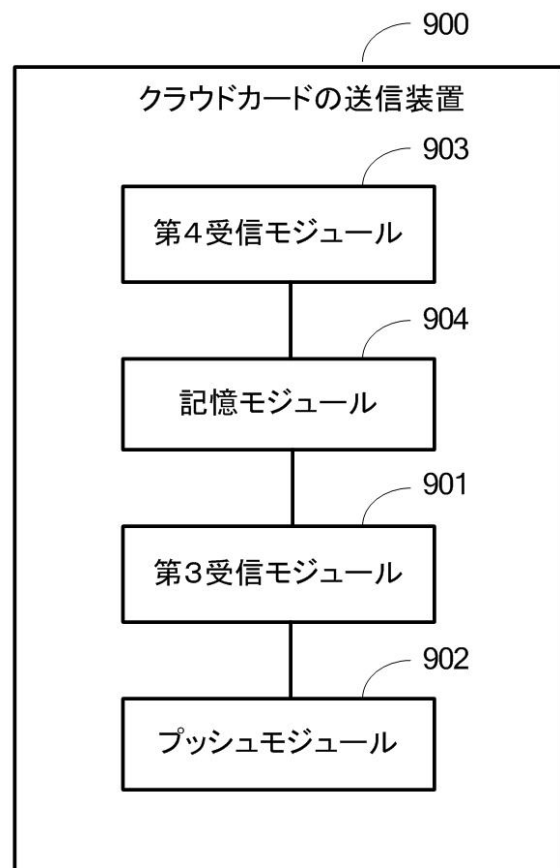
【 図 8 】



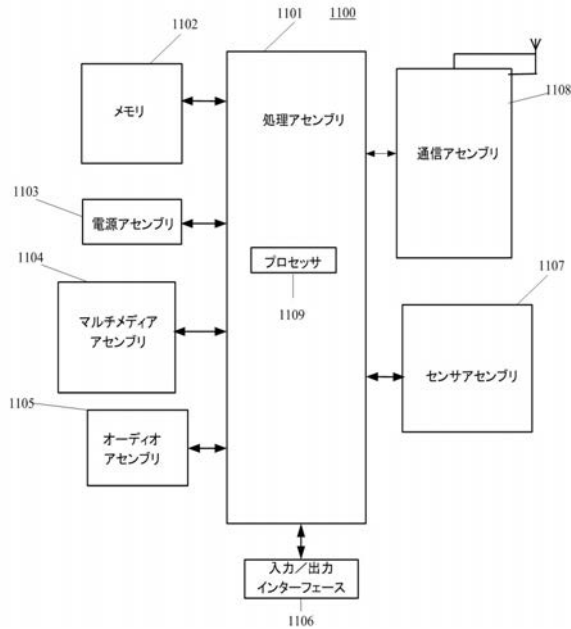
【 図 9 】



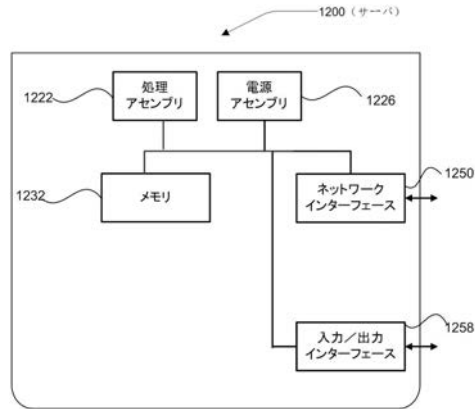
【 図 10 】



【図 1 1】



【図 1 2】



【手続補正書】

【提出日】平成28年1月19日(2016.1.19)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するステップと

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、指示メッセージをクラウドサーバに送信するステップと

を含み、

前記指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである

ことを特徴とするクラウドカードの送信方法。

【請求項 2】

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するステップの前に、

ユーザが予め設定されたクラウドカードの設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報を取得するステップと、

取得した前記クラウドカード情報を前記クラウドサーバにアップロードするステップとをさらに含むことを特徴とする請求項 1 に記載のクラウドカードの送信方法。

【請求項 3】

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するステップは、
発呼中にクラウドカードを含むように設定するための設定項目が含まれている発信インターフェースに対してユーザが入力した操作命令を受信するステップと、
ユーザからの前記発信インターフェースにおける前記設定項目に対する選択命令を受信した場合、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したと決定するステップと
を含むことを特徴とする請求項 1 に記載のクラウドカードの送信方法。

【請求項 4】

電話呼び出しを受信する際に、前記クラウドサーバによりプッシュされる発呼者のクラウドカード情報を受信するステップと、
受信された前記クラウドカード情報を着信インターフェースに表示するステップと
をさらに含むことを特徴とする請求項 1 に記載のクラウドカードの送信方法。

【請求項 5】

ユーザが着信インターフェースに対して入力した操作命令を受信するステップと、
ユーザからの前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報に対する保存命令を受信した場合、前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存するステップと
をさらに含むことを特徴とする請求項 1 に記載のクラウドカードの送信方法。

【請求項 6】

端末が発呼の際に送信する指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信するステップと、
前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するようにするステップと
を含むことを特徴とするクラウドカードの送信方法。

【請求項 7】

端末が発呼の際に送信する指示メッセージを受信するステップの前に、
前記端末によりアップロードされる前記発呼者のクラウドカード情報を受信するステップと、
受信された前記発呼者のクラウドカード情報を自装置に保存するとともに、前記クラウドカード情報と前記発呼者との対応関係を保存するステップと
をさらに含むことを特徴とする請求項 6 に記載のクラウドカードの送信方法。

【請求項 8】

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するための判断モジュールと、
ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、指示メッセージをクラウドサーバに送信するための送信モジュールと
を備え、
前記指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである
ことを特徴とするクラウドカードの送信装置。

【請求項 9】

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断する前に、ユーザが予め設定されたクラウドカードの設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報を取得するための取得モジュールと、
取得した前記クラウドカード情報を前記クラウドサーバにアップロードするためのアッ

ブロードモジュールと

をさらに備えることを特徴とする請求項 8 に記載のクラウドカードの送信装置。

【請求項 10】

前記判断モジュールは、

発呼中にクラウドカードを含むように設定するための設定項目が含まれている発信インターフェースに対してユーザが入力した操作命令を受信するための受信サブモジュールと

ユーザからの前記発信インターフェースにおける前記設定項目に対する選択命令を受信した場合、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したと決定するための決定サブモジュールと

を備えることを特徴とする請求項 8 に記載のクラウドカードの送信装置。

【請求項 11】

電話呼び出しを受信する際に、前記クラウドサーバによりプッシュされる発呼者のクラウドカード情報を受信するための第 1 受信モジュールと、

受信された前記クラウドカード情報を着信インターフェースに表示するための表示モジュールと

をさらに備えることを特徴とする請求項 8 に記載のクラウドカードの送信装置。

【請求項 12】

ユーザが着信インターフェースに対して入力した操作命令を受信するための第 2 受信モジュールと、

ユーザからの前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報に対する保存命令を受信した場合、前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存するための保存モジュールと

をさらに備えることを特徴とする請求項 8 に記載のクラウドカードの送信装置。

【請求項 13】

端末が発呼の際に送信した指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信するための第 3 受信モジュールと、

前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのプッシュモジュールと

を備えることを特徴とするクラウドカードの送信装置。

【請求項 14】

端末が発呼の際に送信する指示メッセージを受信する前に、前記端末によりアップロードされる前記発呼者のクラウドカード情報を受信するための第 4 受信モジュールと、

受信された前記発呼者のクラウドカード情報を自装置に保存するとともに、前記クラウドカード情報と前記発呼者との対応関係を保存するための記憶モジュールと

をさらに備えることを特徴とする請求項 13 に記載のクラウドカードの送信装置。

【請求項 15】

プロセッサと、

前記プロセッサにより実行可能なインストラクションを記憶するためのメモリとを備え、

前記プロセッサは、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断し、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、クラウドサーバに指示メッセージを送信する

ように構成され、

当該指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである

ことを特徴とするクラウドカードの送信装置。

【請求項 16】

プロセッサと、

前記プロセッサにより実行可能なインストラクションを記憶するためのメモリとを備え、

前記プロセッサは、

端末が発呼の際に送信した指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信し、

前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示する

ように構成されることを特徴とするクラウドカードの送信装置。

【請求項 17】

プロセッサに実行されることにより、請求項 1 から請求項 7 のいずれか 1 項に記載のクラウドカードの送信方法を実現することを特徴とするプログラム。

【請求項 18】

請求項 17 に記載のプログラムが記録された記録媒体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、通信分野に関し、特にクラウドカードの送信方法、装置、プログラム及び記録媒体に関する。

【0002】

本願は、出願番号が CN 201510290678.2 であって、出願日が 2015 年 05 月 29 日である中国特許出願に基づき優先権を主張し、当該中国特許出願のすべての内容を本願に援用する。

【背景技術】

【0003】

伝統的な電話通信の過程において、ユーザの受信した電話番号が自装置アドレス帳に保存されていない場合、当該コールはストレンジャー・コールになる。ストレンジャー・コールについて、ユーザは、当該ストレンジャー・コールの詳しい情報を得ることができない。従って、ストレンジャー・コールを如何に識別するかは、ユーザの通話体験を向上させることに重大な意義がある。

【発明の概要】

【0004】

本発明は、従来技術に存在する上記のような問題を解決するためのクラウドカードの送信方法、装置、プログラム及び記録媒体を提供する。

【0005】

本発明の実施例に係る第 1 様態によれば、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するステップと

、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、指示メッセージをクラウドサーバに送信するステップと

を含み、

前記指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである

クラウドカードの送信方法を提供する。

【0006】

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するステップの前に、前記方法は、

ユーザが予め設定されたクラウドカードの設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報を取得するステップと、

取得した前記クラウドカード情報を前記クラウドサーバにアップロードするステップとをさらに含んでもよい。

【0007】

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するステップは、

発呼中にクラウドカードを含むように設定するための設定項目が含まれている発信インターフェースに対してユーザが入力した操作命令を受信するステップと、

ユーザからの前記発信インターフェースにおける前記設定項目に対する選択命令を受信した場合、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したと決定するステップと

を含んでもよい。

【0008】

前記方法は、

電話呼び出しを受信する際に、前記クラウドサーバによりプッシュされる発呼者のクラウドカード情報を受信するステップと、

受信された前記クラウドカード情報を着信インターフェースに表示するステップとをさらに含んでもよい。

【0009】

前記方法は、

ユーザが着信インターフェースに対して入力した操作命令を受信するステップと、

ユーザからの前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報に対する保存命令を受信した場合、前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存するステップと

をさらに含んでもよい。

【0010】

本発明の実施例に係る第2様態によれば、

端末が発呼の際に送信する指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信するステップと、

前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するようにするステップと

を含むクラウドカードの送信方法を提供する。

【0011】

前記方法は、端末が発呼の際に送信する指示メッセージを受信するステップの前に、

前記端末によりアップロードされる前記発呼者のクラウドカード情報を受信するステップと、

受信された前記発呼者のクラウドカード情報を自装置に保存するとともに、前記クラウドカード情報と前記発呼者との対応関係を保存するステップと

をさらに含んでもよい。

【0012】

本発明の実施例に係る第3様態によれば、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するための判断モジュールと、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、指示メッセージをクラウドサーバに送信するための送信モジュールと

を備え、

前記指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである

クラウドカードの送信装置を提供する。

【0013】

前記装置は、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断する前に、ユーザが予め設定されたクラウドカードの設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報を取得するための取得モジュールと、

取得した前記クラウドカード情報を前記クラウドサーバにアップロードするためのアップロードモジュールと、

をさらに備えてもよい。

【0014】

前記判断モジュールは、

発呼中にクラウドカードを含むように設定するための設定項目が含まれている発信インターフェースに対してユーザが入力した操作命令を受信するための受信サブモジュールと、

ユーザからの前記発信インターフェースにおける前記設定項目に対する選択命令を受信した場合、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したと決定するための決定サブモジュールと

を備えてもよい。

【0015】

前記装置は、

電話呼び出しを受信する際に、前記クラウドサーバによりプッシュされる発呼者のクラウドカード情報を受信するための第1受信モジュールと、

受信された前記クラウドカード情報を着信インターフェースに表示するための表示モジュールと

をさらに備えてもよい。

【0016】

前記装置は、

ユーザが着信インターフェースに対して入力した操作命令を受信するための第2受信モジュールと、

ユーザからの前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報に対する保存命令を受信した場合、前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存するための保存モジュールと、

をさらに備えてもよい。

【0017】

本発明の実施例に係る第4様態によれば、

端末が発呼の際に送信した指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信する第3受信モジュールと、

前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのプッシュモジュールと

を備えるクラウドカードの送信装置を提供する。

【0018】

前記装置は、

端末が発呼の際に送信する指示メッセージを受信する前に、前記端末によりアップロードされる前記発呼者のクラウドカード情報を受信するための第4受信モジュールと、

受信された前記発呼者のクラウドカード情報を自装置に保存するとともに、前記クラウドカード情報と前記発呼者との対応関係を保存するための記憶モジュールと

をさらに備えてもよい。

【0019】

本発明の実施例に係る第5様態によれば、

プロセッサと、

前記プロセッサにより実行可能なインストラクションを記憶するためのメモリとを備え、

前記プロセッサは、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断し、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、クラウドサーバに指示メッセージを送信する

ように構成され、

当該指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである

クラウドカードの送信装置を提供する。

【0020】

本発明の実施例に係る第6様態によれば、

プロセッサと、

前記プロセッサにより実行可能なインストラクションを記憶するためのメモリとを備え、

前記プロセッサは、

端末が発呼の際に送信した指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信し、

前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示する

ように構成されるクラウドカードの送信装置を提供する。

本発明の実施例に係る第7態様によれば、

プロセッサに実行されることにより、第1態様又は第2態様による前記クラウドカードの送信方法を実現するプログラムを提供する。

本発明の実施例に係る第8態様によれば、

第7態様による前記プログラムが記録されている記録媒体を提供する。

【0021】

本発明の実施例により提供された技術的解決策によれば、以下のような有益な効果が得られる。

【0022】

本発明の上述の実施例によれば、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断することにより、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、保存された当該ユーザのクラウドカード情報を今回の前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに通知し、前記発呼の受信者は、クラウドサーバによりプッシュされた当該ユーザのクラウドカード情報を受信した場合、当該クラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。これにより、前記発呼の受信者は、着信

インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対するチェックを通じて、当該発呼者の個人資料を取得でき、ユーザの通話体験を向上させる。

【0023】

なお、上述の一般的な記載及び後述の詳細な記載は、単なる例示的な解釈であり、本発明に対する限定として見なしてはいけない。

【図面の簡単な説明】

【0024】

以下の図面は、明細書に組み入れて本願明細書の一部となり、本発明に係る実施例を示し、且つ明細書とともに、本発明の原理の説明に用いられる。

【図1】図1は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信方法を示す模式的なフローチャートである。

【図2】図2は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信方法を示す模式的なフローチャートである。

【図3】図3は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信方法を示す模式的なフローチャートである。

【図4】図4は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【図5】図5は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【図6】図6は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【図7】図7は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【図8】図8は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【図9】図9は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【図10】図10は、例示的な一実施例に係る別のクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【図11】図11は、例示的な一実施例に係る前記クラウドカードの送信装置の構成を示す模式図である。

【図12】図12は、例示的な一実施例に係る前記クラウドカードの送信装置の構成を示す模式図である。

【発明を実施するための形態】

【0025】

以下、例示的な実施例を詳しく説明し、その例示を図面に示す。以下の記載が図面に関わる場合、特に別の説明がない限り、異なる図面における同一符号は、同じ又は類似する要素を示す。以下の例示的な実施形態に記載の実施例は、本発明と一致する全ての実施例を代表するものではない。逆に、それらは、特許請求の範囲に記載の本発明のある側面に一致する装置及び方法の例に過ぎない。

【0026】

本発明に記載の用語は、特定の実施例を説明する目的で使用されるものに過ぎず、本発明を限定するものではない。本発明及び添付された特許請求の範囲に記載の単数形式の「1種類」、「前記」及び「当該」は、前後の文章においてそれぞれ他の意味を含有すると明確に記載される以外には、複数の形式も含む。なお、本発明に記載の「及び/又は」は、挙げられる事項の1つ又は複数の何れ又は全ての組み合わせを意味する。

【0027】

また、本発明は、第1、第2、第3等の用語を使って各種の情報を説明するが、それらの情報は上記用語に限定されない。それらの用語は、同一種類の情報同士を区分するためのものに過ぎない。例えば、本発明の範囲から逸脱しない状況で、第1情報を第2情報と

称しても良い。同じように、第2情報を第1情報と称してもよい。ここで使っている用語「……場合」は、上下文の意味によって、「……時」又は「……と」又は「確定に応じる」に解釈されてもよい。

【0028】

本発明が提供するクラウドカードの送信方法によれば、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断することにより、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、保存された当該ユーザのクラウドカード情報を今回の前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに通知し、前記発呼の受信者は、クラウドサーバによりプッシュされた当該ユーザのクラウドカード情報を受信した場合、当該クラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。これにより、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対するチェックを通じて、当該発呼者の個人資料を取得でき、ユーザの通話体験を向上させる。

【0029】

図1に示すように、図1は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信方法である。当該クラウドカードの送信方法は、端末に適用され、以下のステップを含む。即ち、ステップ101において、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断する。

【0030】

ステップ102において、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、指示メッセージをクラウドサーバに送信する。当該指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである。

【0031】

本実施例において、端末は、ユーザの移動端末、例えば、ユーザのスマートフォンであってもよい。クラウドサーバは、当該移動端末に対してクラウドサービスを提供するサーバ、サーバ・クラスタ又はクラウドプラットフォームであってもよい。クラウドカードは、ユーザが構築してクラウドサーバに保存した電子名刺であり、ユーザの氏名、連絡方法、会社名及びメールアドレス等の基本的な個人資料を含んでもよく、ユーザが設定したマルチメディアカード情報をさらに含んでもよい。例えば、当該マルチメディアカード情報は、ユーザが設定インターフェースにおいて設定した高解像度写真、音声による自己紹介及びビデオ映像による自己紹介等を含んでもよい。

【0032】

ここで、ユーザは、クラウドカードを設定する場合、移動端末においてクラウドカードの機能を起動することにより実現できる。例えば、移動端末においてクラウドカードの機能項目を設定することができ、移動端末のユーザは、当該機能項目を選択することによりクラウドカードの機能を起動することができる。

【0033】

クラウドカードの機能を起動した後、ユーザは、移動端末がユーザに向けて提供するクラウドカード設定インターフェースにおいて、個人のクラウドカード情報を設定することができる。ユーザが当該クラウドカード設定インターフェースにおいてクラウドカード情報の設定を完了すると、この時、移動端末は、当該クラウドカード設定インターフェースからユーザが設定したクラウドカード情報を取得することができ、ユーザが設定完了したクラウドカード情報をユーザの移動端末によりクラウドサーバにアップロードすることができる。

【0034】

クラウドサーバは、当該ユーザの移動端末によりアップロードされたクラウドカード情報を受信した後、受信されたクラウドカード情報を自装置に記憶することができ、且つ前記クラウドカード情報と前記ユーザとの対応関係を保存することができるので、後の照会が便利になる。

【 0 0 3 5 】

例えば、クラウドサーバは、当該クラウドカード情報と対応のユーザとの間の対応関係を構築する際に、自装置において当該クラウドカード情報に唯一の識別情報、例えば、クラウドカードIDを割り当てることができ、そして、割り当てられたクラウドカードIDを当該ユーザの移動端末に送信して保存する。同時に、クラウドサーバは、自装置に割り当てられたクラウドカードIDと自装置に保存された当該ユーザのクラウドカード情報との間の対応関係をさらに保存してもよい。

【 0 0 3 6 】

本実施例において、ユーザのクラウドカード設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報がクラウドサーバに成功的にアップロードされると、この時、当該ユーザが発呼者としてその他の連絡先に発呼する際に、個人のクラウドカードを発呼に付帯することを選択する。これにより、当該発呼の前記発呼の受信者が、当該ユーザからの発呼を受信する際に、当該ユーザのクラウドカードを着信インターフェースに表示できるようにしてもよい。

【 0 0 3 7 】

実現にあたり、発信インターフェースにおいて、発呼中にクラウドカードを付帯する設定項目を設定してもよく、ユーザは、発呼者として発呼する際に、発信インターフェースにおいて当該設定項目を選択することにより、クラウドカードを当該発呼に付帯することを選択してもよい。これと同時に、移動端末は、バックグラウンドシステムでリアルタイムで、ユーザが当該発信インターフェースを操作する際にトリガーして入力した操作命令を受信することができ、受信した内容が、ユーザからの当該発信インターフェースにおける当該設定項目に対する選択命令である場合、移動端末は、ユーザが当該設定項目を選択したと決定できる。この時、他の連絡先に発呼する場合、当該ユーザのクラウドカードを発呼に付帯することができる。例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、当該設定項目に対してタッチ操作を行うことにより、移動端末バックグラウンドへの選択命令の送信をトリガーすることができる。移動端末は、バックグラウンドで当該ユーザの当該設定項目に対するタッチイベントをモニタリングし、且つユーザが当該設定項目に対するタッチ操作によりトリガーした選択命令を受信した場合、ユーザが、当該設定項目を選択したと決定できる。

【 0 0 3 8 】

ここで、上述の発信インターフェースは、移動端末のダイヤルインターフェースであってもよく、移動端末の自装置アドレス帳における連絡先のインターフェースであってもよい。

【 0 0 3 9 】

例えば、一つの状況において、当該ユーザは、発呼者としてストレンジャーに発呼する際に、通常ダイヤルインターフェースにおいて直接当該ストレンジャーの電話番号をダイヤルすることができる。このような状況において、当該設定項目は、ダイヤルインターフェースにおける予め設定された「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目であってもよい。ユーザは、発呼する際に、直接ダイヤルインターフェースにおいて当該設定項目を選択することにより、個人のクラウドカードを発呼に付帯してもよい。

【 0 0 4 0 】

別の状況において、当該ユーザは、発呼者として自装置アドレス帳にある連絡先に発呼する際に、通常、直接自装置アドレス帳において操作することにより、当該連絡先に発呼することができる。このような状況において、当該設定項目は、自装置アドレス帳における予め設定された「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目であってもよい。ユーザは、直接自装置アドレス帳において当該設定項目を選択することにより、個人のクラウドカードを発呼に付帯してもよい。例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、自装置アドレス帳にある連絡先に発呼する際に、当該連絡先を長時間押し操作により、システムが上述の「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目を出力するようにトリガーすることができ、そして、当該ユーザは、当該設定項目に

対してタッチ操作を行うことにより、当該設定項目を選択して個人のクラウドカードを発呼に付帯することができる。

【0041】

本実施例において、当該ユーザは、発呼者として移動端末において発呼する際に、当該ユーザにより設定されたクラウドカード情報はクラウドサーバにアップロードされているため、この時の移動端末は、保存された当該発呼者ユーザのクラウドカード情報を当該前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに指示するための指示メッセージを、クラウドサービスに送信してもよい。当該指示メッセージにおいては、クラウドサービスが当該発呼者ユーザのクラウドカード情報に対し割り当てたクラウドカードIDを付帯してもよい。

【0042】

クラウドサーバは、当該指示メッセージを受信した後、当該クラウドカードIDに基づいて、保存されたクラウドカードIDとクラウドカード情報との間の対応関係を照会して、当該クラウドカードIDに対応する発呼者のクラウドカード情報を探し出すことができ、そして、探し出した発呼者のクラウドカード情報を当該発呼者の発呼した前記発呼の受信者にプッシュする。当該前記発呼の受信者の移動端末は、クラウドサーバによりプッシュされたクラウドカード情報を受信した後、受信されたクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。同時に、当該前記発呼の受信者は、さらに、当該受信インターフェース中に表示されたクラウドカード情報に対する操作を通じて、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することを選択できる。

【0043】

このような方法によって、ストレンジャーによる発呼を受信する状況では、前記発呼の受信者は、ストレンジャーからの電話呼び出しを受信する際に、着信インターフェースに表示された当該ストレンジャーのクラウドカード情報をチェックすることにより当該ストレンジャーの個人資料を取得することができる。これにより、ストレンジャーを十分に識別することができる。

【0044】

自装置アドレス帳における連絡先からの発呼を受信する状況では、連絡先が設定したクラウドカード情報には、ユーザの基本的な個人資料のほか、連絡先が設定したマルチメディアクラウドカード情報をさらに含むことができるため、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示された当該連絡先が設定したクラウドカード情報をチェックすることにより、当該連絡先が設定した最新の高解像度写真等のマルチメディアクラウドカード情報を取得することができる。それゆえ、ユーザの通話体験を向上させることができる。

【0045】

以上に記載されたのは、移動端末の自装置ユーザは発呼者として発呼する過程であるが、当該自装置ユーザは、前記発呼の受信者としてリモート連絡先からの発呼を受信した場合においても、以上に記載された実施過程どおりに、クラウドサーバによりプッシュされた当該リモート連絡先のクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。

【0046】

本実施例において、リモート連絡先は、移動端末において個人のクラウドカード情報を設定して、設定完了のクラウドカード情報をクラウドサーバにアップロードしてもよい。当該リモート連絡先は、発呼者として自装置ユーザに発呼する際に、個人のクラウドカード情報を発呼に付帯することを選択して、クラウドサーバに指示メッセージを送信することにより、クラウドサーバに、その自装置に保存された当該リモート連絡先のクラウドカード情報を自装置ユーザにプッシュするよう指示してもよい。

【0047】

自装置ユーザの移動端末は、リモート連絡先からの発呼を受信する際に、受信されたクラウドサーバによりプッシュされた当該リモート連絡先のクラウドカード情報を着信イン

ターフェースに表示することができる。着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対しては、自装置ユーザは、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対して操作を行うことにより、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することを選択してもよい。

【0048】

例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報を長時間押し操作により、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存すると保存命令を移動端末バックグラウンドへ送信するようトリガーすることができる。移動端末は、バックグラウンドで当該ユーザの当該設定項目に対する長時間押しイベントをモニタリングし、且つユーザが当該設定項目に対して長時間押し操作を行ってトリガーした保存命令を受信した場合、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することができる。

【0049】

以上の実施例によれば、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断することにより、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、保存された当該ユーザのクラウドカード情報を今回の前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに通知し、前記発呼の受信者は、クラウドサーバによりプッシュされた当該ユーザのクラウドカード情報を受信した場合、当該クラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。これにより、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対するチェックを通じて、当該発呼者の個人資料を取得でき、ユーザの通話体験を向上させる。

【0050】

図2に示すように、図2は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信方法である。当該クラウドカードの送信方法は、クラウドサーバに適用され、以下のステップを含む。即ち、

ステップ201において、端末が発呼の際に送信する指示メッセージを受信する。当該指示メッセージは、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするよう前記クラウドサーバに指示するためのものである。

【0051】

ステップ202において、前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するようにする。

【0052】

本実施例において、クラウドサーバは、当該移動端末に対してクラウドサービスを提供するサーバ、サーバ・クラスタ又はクラウドプラットフォームであってもよい。端末は、ユーザの移動端末、例えば、ユーザのスマートフォンであってもよい。クラウドカードは、ユーザが構築してクラウドサーバに保存した電子名刺であり、ユーザの氏名、連絡方法、会社名及びメールアドレス等の基本的な個人資料を含んでもよく、ユーザが設定したマルチメディアカード情報をさらに含んでもよい。例えば、当該マルチメディアカード情報は、ユーザが設定インターフェースにおいて設定した高解像度写真、音声による自己紹介及びビデオ映像による自己紹介等を含んでもよい。

【0053】

ここで、ユーザは、クラウドカードを設定する場合、移動端末においてクラウドカードの機能を起動することにより実現できる。例えば、移動端末においてクラウドカードの機能項目を設定することができ、移動端末のユーザは、当該機能項目を選択することによりクラウドカードの機能を起動することができる。

【0054】

クラウドカードの機能を起動した後、ユーザは、移動端末がユーザに向けて提供するクラウドカード設定インターフェースにおいて、個人のクラウドカード情報を設定することができる。ユーザが当該クラウドカード設定インターフェースにおいてクラウドカード情

報の設定を完了すると、この時、移動端末は、当該クラウドカード設定インターフェースからユーザが設定したクラウドカード情報を取得することができ、ユーザが設定完了したクラウドカード情報をユーザの移動端末によりクラウドサーバにアップロードすることができる。

【 0 0 5 5 】

クラウドサーバは、当該ユーザの移動端末によりアップロードされたクラウドカード情報を受信した後、受信されたクラウドカード情報を自装置に記憶することができ、且つ前記クラウドカード情報と前記ユーザとの対応関係を保存することができるので、後の照会が便利になる。

【 0 0 5 6 】

例えば、クラウドサーバは、当該クラウドカード情報と対応のユーザとの間の対応関係を構築する際に、自装置において当該クラウドカード情報に唯一の識別情報、例えば、クラウドカードIDを割り当てることができ、そして、割り当てられたクラウドカードIDを当該ユーザの移動端末に送信して保存する。同時に、クラウドサーバは、自装置に割り当てられたクラウドカードIDと自装置に保存された当該ユーザのクラウドカード情報との間の対応関係をさらに保存してもよい。

【 0 0 5 7 】

本実施例において、ユーザのクラウドカード設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報がクラウドサーバに成功的にアップロードされると、この時、当該ユーザが発呼者としてその他の連絡先に発呼する際に、個人のクラウドカードを発呼に付帯することを選択する。これにより、当該発呼の前記発呼の受信者が、当該ユーザからの発呼を受信する際に、当該ユーザのクラウドカードを着信インターフェースに表示できるようにしてもよい。

【 0 0 5 8 】

実現にあたり、発信インターフェースにおいて、発呼中にクラウドカードを付帯する設定項目を設定してもよく、ユーザは、発呼者として発呼する際に、発信インターフェースにおいて当該設定項目を選択することにより、クラウドカードを当該発呼に付帯することを選択してもよい。これと同時に、移動端末は、バックグラウンドシステムでリアルタイムで、ユーザが当該発信インターフェースを操作する際にトリガーして入力した操作命令を受信することができ、受信した内容が、ユーザからの当該発信インターフェースにおける当該設定項目に対する選択命令である場合、移動端末は、ユーザが当該設定項目を選択したと決定できる。この時、他の連絡先に発呼する場合、当該ユーザのクラウドカードを発呼に付帯することができる。例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、当該設定項目に対してタッチ操作を行うことにより、移動端末バックグラウンドへの選択命令の送信をトリガーすることができる。移動端末は、バックグラウンドで当該ユーザの当該設定項目に対するタッチイベントをモニタリングし、且つユーザが当該設定項目に対するタッチ操作によりトリガーした選択命令を受信した場合、ユーザが、当該設定項目を選択したと決定できる。

【 0 0 5 9 】

ここで、上述の発信インターフェースは、移動端末のダイヤルインターフェースであってもよく、移動端末の自装置アドレス帳における連絡先のインターフェースであってもよい。

【 0 0 6 0 】

例えば、一つの状況において、当該ユーザは、発呼者としてストレンジャーに発呼する際に、通常ダイヤルインターフェースにおいて直接当該ストレンジャーの電話番号をダイヤルすることができる。このような状況において、当該設定項目は、ダイヤルインターフェースにおける予め設定された「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目であってもよい。ユーザは、発呼する際に、直接ダイヤルインターフェースにおいて当該設定項目を選択することにより、個人のクラウドカードを発呼に付帯してもよい。

【 0 0 6 1 】

別の状況において、当該ユーザは、発呼者として自装置アドレス帳にある連絡先に発呼する際に、通常、直接自装置アドレス帳において操作することにより、当該連絡先に発呼することができる。このような状況において、当該設定項目は、自装置アドレス帳における予め設定された「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目であってもよい。ユーザは、直接自装置アドレス帳において当該設定項目を選択することにより、個人のクラウドカードを発呼に付帯してもよい。例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、自装置アドレス帳にある連絡先に発呼する際に、当該連絡先を長時間押し操作により、システムが上述の「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目を出力するようにトリガーすることができ、そして、当該ユーザは、当該設定項目に対してタッチ操作を行うことにより、当該設定項目を選択して個人のクラウドカードを発呼に付帯することができる。

【0062】

本実施例において、当該ユーザは、発呼者として移動端末において発呼する際に、当該ユーザにより設定されたクラウドカード情報はクラウドサーバにアップロードされているため、この時の移動端末は、保存された当該発呼者ユーザのクラウドカード情報を当該前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに指示するための指示メッセージを、クラウドサービスに送信してもよい。当該指示メッセージにおいては、クラウドサービスが当該発呼者ユーザのクラウドカード情報に対し割り当てたクラウドカードIDを付帯してもよい。

【0063】

クラウドサーバは、当該指示メッセージを受信した後、当該クラウドカードIDに基づいて、保存されたクラウドカードIDとクラウドカード情報との間の対応関係を照会して、当該クラウドカードIDに対応する発呼者のクラウドカード情報を探し出すことができ、そして、探し出した発呼者のクラウドカード情報を当該発呼者の発呼した前記発呼の受信者にプッシュする。当該前記発呼の受信者の移動端末は、クラウドサーバによりプッシュされたクラウドカード情報を受信した後、受信されたクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。同時に、当該前記発呼の受信者は、さらに、当該着信インターフェース中に表示されたクラウドカード情報に対する操作を通じて、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することを選択できる。

【0064】

このような方法によって、ストレンジャーによる発呼を受信する状況では、前記発呼の受信者は、ストレンジャーからの電話呼び出しを受信する際に、着信インターフェースに表示された当該ストレンジャーのクラウドカード情報をチェックすることにより当該ストレンジャーの個人資料を取得することができる。これにより、ストレンジャーを十分に識別することができる。

【0065】

自装置アドレス帳における連絡先からの発呼を受信する状況では、連絡先が設定したクラウドカード情報には、ユーザの基本的な個人資料のほか、連絡先が設定したマルチメディアクラウドカード情報をさらに含むことができるため、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示された当該連絡先が設定したクラウドカード情報をチェックすることにより、当該連絡先が設定した最新の高解像度写真等のマルチメディアクラウドカード情報を取得することができる。それゆえ、ユーザの通話体験を向上させることができる。

【0066】

以上に記載されたのは、移動端末の自装置ユーザは発呼者として発呼する過程であるが、当該自装置ユーザは、前記発呼の受信者としてリモート連絡先からの発呼を受信した場合においても、以上に記載された実施過程どおりに、クラウドサーバによりプッシュされた当該リモート連絡先のクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。

【0067】

本実施例において、リモート連絡先は、移動端末において個人のクラウドカード情報を設定して、設定完了のクラウドカード情報をクラウドサーバにアップロードしてもよい。当該リモート連絡先は、発呼者として自装置ユーザに発呼する際に、個人のクラウドカード情報を発呼に付帯することを選択して、クラウドサーバに指示メッセージを送信することにより、クラウドサーバに、その自装置に保存された当該リモート連絡先のクラウドカード情報を自装置ユーザにプッシュするように指示してもよい。

【0068】

自装置ユーザの移動端末は、リモート連絡先からの発呼を受信する際に、受信されたクラウドサーバによりプッシュされた当該リモート連絡先のクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対しては、自装置ユーザは、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対して操作を行うことにより、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することを選択してもよい。

【0069】

例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報を長時間押し操作により、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存すると保存命令を移動端末バックグラウンドへ送信するようトリガーすることができる。移動端末は、バックグラウンドで当該ユーザの当該設定項目に対する長時間押しイベントをモニタリングし、且つユーザが当該設定項目に対して長時間押し操作を行ってトリガーした保存命令を受信した場合、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することができる。

【0070】

以上の実施例によれば、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断することにより、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、保存された当該ユーザのクラウドカード情報を今回の前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに通知し、前記発呼の受信者は、クラウドサーバによりプッシュされた当該ユーザのクラウドカード情報を受信した場合、当該クラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。これにより、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対するチェックを通じて、当該発呼者の個人資料を取得でき、ユーザの通話体験を向上させる。

【0071】

図3に示すように、図3は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信方法である。当該クラウドカードの送信方法は、以下のステップを含む。即ち、

ステップ301において、発呼者が、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断する。

【0072】

ステップ302において、発呼者が、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、クラウドサーバに指示メッセージを送信する。前記指示メッセージは、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするよう前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである。

【0073】

ステップ303において、クラウドサーバは、前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示する。

【0074】

本実施例において、端末は、ユーザの移動端末、例えば、ユーザのスマートフォンであってもよい。クラウドサーバは、当該移動端末に対してクラウドサービスを提供するサーバ、サーバ・クラスタ又はクラウドプラットフォームであってもよい。クラウドカードは、ユーザが構築してクラウドサーバに保存した電子名刺であり、ユーザの氏名、連絡方法

、会社名及びメールアドレス等の基本的な個人資料を含んでもよく、ユーザが設定したマルチメディアカード情報をさらに含んでもよい。例えば、当該マルチメディアカード情報は、ユーザが設定インターフェースにおいて設定した高解像度写真、音声による自己紹介及びビデオ映像による自己紹介等を含んでもよい。

【0075】

ここで、ユーザは、クラウドカードを設定する場合、移動端末においてクラウドカードの機能を起動することにより実現できる。例えば、移動端末においてクラウドカードの機能項目を設定することができ、移動端末のユーザは、当該機能項目を選択することによりクラウドカードの機能を起動することができる。

【0076】

クラウドカードの機能を起動した後、ユーザは、移動端末がユーザに向けて提供するクラウドカード設定インターフェースにおいて、個人のクラウドカード情報を設定することができる。ユーザが当該クラウドカード設定インターフェースにおいてクラウドカード情報の設定を完了すると、この時、移動端末は、当該クラウドカード設定インターフェースからユーザが設定したクラウドカード情報を取得することができ、ユーザが設定完了したクラウドカード情報をユーザの移動端末によりクラウドサーバにアップロードすることができる。

【0077】

クラウドサーバは、当該ユーザの移動端末によりアップロードされたクラウドカード情報を受信した後、受信されたクラウドカード情報を自装置に記憶することができ、且つ前記クラウドカード情報と前記ユーザとの対応関係を保存することができるので、後の照会が便利になる。

【0078】

例えば、クラウドサーバは、当該クラウドカード情報と対応のユーザとの間の対応関係を構築する際に、自装置において当該クラウドカード情報に唯一の識別情報、例えば、クラウドカードIDを割り当てることができ、そして、割り当てられたクラウドカードIDを当該ユーザの移動端末に送信して保存する。同時に、クラウドサーバは、自装置に割り当てられたクラウドカードIDと自装置に保存された当該ユーザのクラウドカード情報との間の対応関係をさらに保存してもよい。

【0079】

本実施例において、ユーザのクラウドカード設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報がクラウドサーバに成功的にアップロードされると、この時、当該ユーザが発呼者としてその他の連絡先に発呼する際に、個人のクラウドカードを発呼に付帯することを選択する。これにより、当該発呼の前記発呼の受信者が、当該ユーザからの発呼を受信する際に、当該ユーザのクラウドカードを着信インターフェースに表示できるようにしてもよい。

【0080】

実現にあたり、発信インターフェースにおいて、発呼中にクラウドカードを付帯する設定項目を設定してもよく、ユーザは、発呼者として発呼する際に、発信インターフェースにおいて当該設定項目を選択することにより、クラウドカードを当該発呼に付帯することを選択してもよい。これと同時に、移動端末は、バックグラウンドシステムでリアルタイムで、ユーザが当該発信インターフェースを操作する際にトリガーして入力した操作命令を受信することができ、受信した内容が、ユーザからの当該発信インターフェースにおける当該設定項目に対する選択命令である場合、移動端末は、ユーザが当該設定項目を選択したと決定できる。この時、他の連絡先に発呼する場合、当該ユーザのクラウドカードを発呼に付帯することができる。例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、当該設定項目に対してタッチ操作を行うことにより、移動端末バックグラウンドへの選択命令の送信をトリガーすることができる。移動端末は、バックグラウンドで当該ユーザの当該設定項目に対するタッチイベントをモニタリングし、且つユーザが当該設定項目に対するタッチ操作によりトリガーした選択命令を受信した場合、ユーザが、当該設定項目を選

択したと決定できる。

【0081】

ここで、上述の発信インターフェースは、移動端末のダイヤルインターフェースであってもよく、移動端末の自装置アドレス帳における連絡先のインターフェースであってもよい。

【0082】

例えば、一つの状況において、当該ユーザは、発呼者としてストレンジャーに発呼する際に、通常ダイヤルインターフェースにおいて直接当該ストレンジャーの電話番号をダイヤルすることができる。このような状況において、当該設定項目は、ダイヤルインターフェースにおける予め設定された「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目であってもよい。ユーザは、発呼する際に、直接ダイヤルインターフェースにおいて当該設定項目を選択することにより、個人のクラウドカードを発呼に付帯してもよい。

【0083】

別の状況において、当該ユーザは、発呼者として自装置アドレス帳にある連絡先に発呼する際に、通常、直接自装置アドレス帳において操作することにより、当該連絡先に発呼することができる。このような状況において、当該設定項目は、自装置アドレス帳における予め設定された「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目であってもよい。ユーザは、直接自装置アドレス帳において当該設定項目を選択することにより、個人のクラウドカードを発呼に付帯してもよい。例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、自装置アドレス帳にある連絡先に発呼する際に、当該連絡先を長時間押し操作により、システムが上述の「ダイヤル及び個人のクラウドカードを付帯」という設定項目を出力するようにトリガーすることができ、そして、当該ユーザは、当該設定項目に対してタッチ操作を行うことにより、当該設定項目を選択して個人のクラウドカードを発呼に付帯することができる。

【0084】

本実施例において、当該ユーザは、発呼者として移動端末において発呼する際に、当該ユーザにより設定されたクラウドカード情報がクラウドサーバにアップロードされているため、この時、移動端末は、保存された当該発呼者ユーザのクラウドカード情報を当該前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに指示するための指示メッセージを、クラウドサービスに送信してもよい。当該指示メッセージにおいては、クラウドサービスが当該発呼者ユーザのクラウドカード情報に対し割り当てたクラウドカードIDを付帯してもよい。

【0085】

クラウドサーバは、当該指示メッセージを受信した後、当該クラウドカードIDに基づいて、保存されたクラウドカードIDとクラウドカード情報との間の対応関係を照会して、当該クラウドカードIDに対応する発呼者のクラウドカード情報を探し出すことができ、そして、探し出した発呼者のクラウドカード情報を当該発呼者の発呼した前記発呼の受信者にプッシュする。当該前記発呼の受信者の移動端末は、クラウドサーバによりプッシュされたクラウドカード情報を受信した後、受信されたクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。同時に、当該前記発呼の受信者は、さらに、当該受信インターフェース中に表示されたクラウドカード情報に対する操作を通じて、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することを選択できる。

【0086】

このような方法によって、ストレンジャーによる発呼を受信する状況では、前記発呼の受信者は、ストレンジャーからの電話呼び出しを受信する際に、着信インターフェースに表示された当該ストレンジャーのクラウドカード情報をチェックすることにより当該ストレンジャーの個人資料を取得することができる。これにより、ストレンジャーを十分に識別することができる。

【0087】

自装置アドレス帳における連絡先からの発呼を受信する状況では、連絡先が設定したクラウドカード情報には、ユーザの基本的な個人資料のほか、連絡先が設定したマルチメディアクラウドカード情報をさらに含むことができるため、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示された当該連絡先が設定したクラウドカード情報をチェックすることにより、当該連絡先が設定した最新の高解像度写真等のマルチメディアクラウドカード情報を取得することができる。それゆえ、ユーザの通話体験を向上させることができる。

【0088】

以上に記載されたのは、移動端末の自装置ユーザは発呼者として発呼する過程であるが、当該自装置ユーザは、前記発呼の受信者としてリモート連絡先からの発呼を受信した場合においても、以上に記載された実施過程どおりに、クラウドサーバによりプッシュされた当該リモート連絡先のクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。

【0089】

本実施例において、リモート連絡先は、移動端末において個人のクラウドカード情報を設定して、設定完了のクラウドカード情報をクラウドサーバにアップロードしてもよい。当該リモート連絡先は、発呼者として自装置ユーザに発呼する際に、個人のクラウドカード情報を発呼に付帯することを選択して、クラウドサーバに指示メッセージを送信することにより、クラウドサーバに、その自装置に保存された当該リモート連絡先のクラウドカード情報を自装置ユーザにプッシュするように指示してもよい。

【0090】

自装置ユーザの移動端末は、リモート連絡先からの発呼を受信する際に、受信されたクラウドサーバによりプッシュされた当該リモート連絡先のクラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対しては、自装置ユーザは、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対して操作を行うことにより、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することを選択してもよい。

【0091】

例えば、タッチスクリーン移動端末の場合、ユーザは、当該着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報を長時間押し操作により、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存するとの保存命令を移動端末バックグラウンドへ送信するようトリガーすることができる。移動端末は、バックグラウンドで当該ユーザの当該設定項目に対する長時間押しイベントをモニタリングし、且つユーザが当該設定項目に対して長時間押し操作を行ってトリガーした保存命令を受信した場合、当該クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存することができる。

【0092】

以上の実施例によれば、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断することにより、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、保存された当該ユーザのクラウドカード情報を今回の前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに通知し、前記発呼の受信者は、クラウドサーバによりプッシュされた当該ユーザのクラウドカード情報を受信した場合、当該クラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。これにより、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対するチェックを通じて、当該発呼者の個人資料を取得でき、ユーザの通話体験を向上させる。

【0093】

前述のクラウドカードの送信方法の実施例に対応して、本発明は、装置の実施例をさらに提供する。

【0094】

図4は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【0095】

図 4 に示すように、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置 400 は、判断モジュール 401 と送信モジュール 402 とを備え、ここで、

前記判断モジュール 401 は、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するように構成される。

【0096】

前記送信モジュール 402 は、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、指示メッセージをクラウドサーバに送信するように構成され、前記指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである。

【0097】

以上の実施例によれば、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断することにより、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、保存された当該ユーザのクラウドカード情報を今回の前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに通知し、前記発呼の受信者は、クラウドサーバによりプッシュされた当該ユーザのクラウドカード情報を受信した場合、当該クラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。これにより、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対するチェックを通じて、当該発呼者の個人資料を取得でき、ユーザの通話体験を向上させる。

【0098】

図 5 を参照すると、図 5 は、本発明の例示的な一実施例に係る別の装置を示す模式的なブロック図であり、当該実施例は、前述の図 4 に示す実施例を基にしたものであり、前記装置 400 は、取得モジュール 403 とアップロードモジュール 404 とをさらに備えてもよい。ここで、

前記取得モジュール 403 は、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断する前に、ユーザが予め設定されたクラウドカードの設定インターフェースにおいて設定したクラウドカード情報を取得するように構成される。

【0099】

前記アップロードモジュール 404 は、取得した前記クラウドカード情報を前記クラウドサーバにアップロードするように構成される。

【0100】

図 6 を参照すると、図 6 は、本発明の例示的な一実施例に係る別の装置を示す模式的なブロック図であり、当該実施例は、前述の図 4 に示す実施例を基にしたものであり、前記判断モジュール 401 は、受信サブモジュール 401A と決定サブモジュール 401B とを備えてもよい。ここで、

前記受信サブモジュール 401A は、発呼中にクラウドカードを含むように設定するための設定項目が含まれている発信インターフェースに対してユーザが入力した操作命令を受信するように構成される。

【0101】

前記決定サブモジュール 401B は、ユーザからの前記発信インターフェースにおける前記設定項目に対する選択命令を受信した場合、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したと決定するように構成される。

【0102】

説明すべきなのは、上述の図 6 に示す装置の実施例において示す受信サブモジュール 401A と決定サブモジュール 401B の構成は、前述の図 5 の装置の実施例に含まれてもよく、これに対して、本発明は限定しない。

【0103】

図 7 を参照すると、図 7 は、本発明の例示的な一実施例に係る別の装置を示す模式的なブロック図であり、当該実施例は、前述の図 4 に示す実施例を基にしたものであり、前記装置 400 は、第 1 受信モジュール 405 と表示モジュール 406 をさらに備えてもよい

。ここで、

前記第1受信モジュール405は、電話呼び出しを受信する際に、前記クラウドサーバによりプッシュされる前記発呼者のクラウドカード情報を受信するように構成される。

【0104】

前記表示モジュール406は、受信された前記クラウドカード情報を着信インターフェースに表示するように構成される。

【0105】

説明すべきなのは、上述の図6に示す装置の実施例における第1受信モジュール405と表示モジュール406の構成は、前述の図5～6の装置の実施例に含まれてもよく、これに対して、本発明は限定しない。

【0106】

図8を参照すると、図8は、本発明の例示的な一実施例に係る別の装置を示す模式的なブロック図であり、当該実施例は、前述の図4に示す実施例を基にしたものであり、前記装置400は、第2受信モジュール407と保存モジュール408とをさらに備えてもよい。ここで、

前記第2受信モジュール407は、ユーザが着信インターフェースに対して入力した操作命令を受信するように構成される。

【0107】

前記保存モジュール408は、ユーザからの前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報に対する保存命令を受信した場合、前記着信インターフェースに表示された前記クラウドカード情報を自装置アドレス帳に保存するように構成される。

【0108】

説明すべきなのは、上述の図8に示す装置の実施例における第2受信モジュール407と保存モジュール408の構成は、前述の図5～7の装置の実施例に含まれてもよく、これに対して、本発明は限定しない。

【0109】

図9は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置を示す模式的なブロック図である。

【0110】

図9に示すように、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置900は、第3受信モジュール901とプッシュモジュール902とを備える。ここで、

前記第3受信モジュール901は、端末が発呼の際に送信した指示メッセージを受信するように構成される。当該指示メッセージは、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するためのものである。

【0111】

前記プッシュモジュール902は、前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するように構成される。

【0112】

以上の実施例によれば、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断することにより、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、保存された当該ユーザのクラウドカード情報を今回の前記発呼の受信者にプッシュするようクラウドサーバに通知し、前記発呼の受信者は、クラウドサーバによりプッシュされる当該ユーザのクラウドカード情報を受信した場合、当該クラウドカード情報を着信インターフェースに表示することができる。これにより、前記発呼の受信者は、着信インターフェースに表示されたクラウドカード情報に対するチェックを通じて、当該発呼者の個人資料を取得でき、ユーザの通話体験を向上させる。

【0113】

図10を参照すると、図10は、本発明の例示的な一実施例に係る別の装置を示す模式的なブロック図であり、当該実施例は、前述の図9に示す実施例を基にしたものであり、

前記装置 900 は、第 4 受信モジュール 903 と記憶モジュール 904 をさらに備えてもよい。ここで、

前記第 4 受信モジュール 903 は、ユーザが発呼中にクラウドカードを含むことを選択した際に端末が送信する指示メッセージを受信する前に、前記端末によりアップロードされる前記発呼者のクラウドカード情報を受信するように構成される。

【0114】

前記記憶モジュール 904 は、受信された前記発呼者のクラウドカード情報を自装置に保存するとともに、前記クラウドカード情報と前記発呼者との対応関係を保存する。

【0115】

上述の実施例に係る装置において、それぞれのモジュールが機能と作用を実現する具体的な過程については、前述の方法の実施例の対応する実現過程を参照し、ここではその詳細な説明を省略することにする。

【0116】

装置の実施例は、基本的に方法の実施例に対応するため、その関連部分について方法の実施例の内容を参照すればよい。以上に記載された装置の実施例は、ただ例示的なものにすぎず、前記分離ユニットとして説明されたモジュールは、物理的に分離されたものでも、分離されていないものであってもよい。モジュールとして表示されたユニットは、物理的なモジュールであっても、なくてもよい。即ち、一つの箇所に配置されてもよく、複数のネットワークモジュールに配置されもよい。実際のニーズに応じてその中の一部又は全部のモジュールを選択して本発明の目的を実現できる。当業者は創造的な労働を払わず、理解、且つ実施することができる。

【0117】

相応して、本発明は、クラウドカードの送信装置をさらに提供する。

【0118】

当該装置は、

プロセッサと、

プロセッサにより実行可能なインストラクションを記憶するためのメモリと、

を備え、

前記プロセッサは、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断し、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、前記クラウドサーバに指示メッセージを送信するように構成され、

当該指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである。

【0119】

相応して、本発明は、メモリ及び一つ以上のプログラムを備える端末をさらに提供する。ここで、一つ以上のプログラムはメモリに記憶され、一つ以上のプロセッサにより以下の操作を行うためのインストラクションを含む前記一つ以上のプログラムを実行する。即ち、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断し、

ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、前記クラウドサーバに指示メッセージを送信し、当該指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである。

【0120】

相応して、本発明は、クラウドカードの送信装置をさらに提供する。

【0121】

当該装置は、

プロセッサと、

前記プロセッサにより実行可能なインストラクションを記憶するためのメモリとを備え、

前記プロセッサは、

端末が発呼の際に送信した指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信し、

前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示する

ように構成される。

【0122】

相応して、本発明は、メモリ及び一つ以上のプログラムを備えるサーバをさらに提供する。ここで、一つ以上のプログラムはメモリに記憶され、一つ以上のプロセッサにより以下の操作を行うためのインストラクションを含む前記一つ以上のプログラムを実行する。即ち、

端末が発呼の際に送信した指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信し、

前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するようにする。

【0123】

図11は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置の構成を示す模式図である。

【0124】

図11は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置1100示している。例えば、当該装置1100は、携帯電話、コンピュータ、デジタル放送端末、メッセージ受信機、ゲーム機、タブレットデバイス、医療機器、フィットネス設備、PDA(Personal Digital Assistant)等であってもよい。

【0125】

図11を参照すること。装置1100は、処理アセンブリ1101、メモリ1102、電源アセンブリ1103、マルチメディアアセンブリ1104、オーディオアセンブリ1105、入力/出力(I/O)インターフェース1106、センサアセンブリ1107及び通信アセンブリ1108からなる群から選ばれる少なくとも一つを備えてもよい。

【0126】

処理アセンブリ1101は、一般的には、装置1100の全体の操作、例えば、表示、電話呼び出し、データ通信、カメラ操作及び記録操作に関連する操作を制御する。処理アセンブリ1101は、上述の方法におけるステップの一部又は全部を実現できるように、インストラクションを実行する少なくとも一つのプロセッサ1109を備えてもよい。なお、処理アセンブリ1101は、他のアセンブリとのインタラクションの便宜上、少なくとも一つのモジュールを備えてもよい。例えば、処理アセンブリ1101は、マルチメディアアセンブリ1104とのインタラクションの便利を図るために、マルチメディアモジュールを備えてもよい。

【0127】

メモリ1102は、装置1100における操作を支援するための、各種のデータを記憶するように構成される。これらのデータの例として、装置1100において操作される何れのアプリケーション又は方法に関するインストラクション、連絡先データ、アドレス帳データ、メッセージ、画像、ビデオ等を含む。メモリ1102は、何れの種類の揮発性又は不揮発性メモリ、例えば、SRAM(Static Random Access M

emory)、EEPROM(Electrically Erasable Programmable Read-Only Memory)、EPROM(Erasable Programmable Read Only Memory)、PROM(Programmable ROM)、ROM(Read Only Memory)、磁気メモリ、フラッシュメモリ、磁気ディスク、又は光ディスク、又はこれらの組み合わせにより実現することができる。

【0128】

電源アセンブリ1103は、装置1100の各種アセンブリに電力を供給するためのものであり、電源管理システム、1つ又は複数の電源、及び装置1100のために電力を生成、管理及び分配することに関連のある他のアセンブリを備えてもよい。

【0129】

マルチメディアアセンブリ1104は、装置1100とユーザとの間に出力インターフェースを提供するためのスクリーンを備えてもよい。何れかの実施例において、スクリーンは、液晶ディスプレイ(LCD)やタッチパネル(TP)を備えてもよい。スクリーンは、タッチパネルを備える場合、ユーザからの入力信号を受信できるタッチスクリーンとして実現される。また、タッチパネルは、少なくとも1つのタッチセンサを備えることにより、タッチ、スライド、タッチパネル上でのジェスチャーを感知することができる。前記タッチセンサは、タッチやスライド動作の境界を感知できるだけでなく、タッチやスライド操作と関連する持続時間や圧力も感知できる。何れかの実施例において、マルチメディアアセンブリ1104は、フロントカメラ及び/又はバックカメラを備えてもよい。装置1100が、例えば撮影モードやビデオモードのような操作モードにある場合、フロントカメラ及び/又はバックカメラは外部からのマルチメディアデータを受信できる。フロントカメラ及びバックカメラのそれぞれは、固定の光学レンズ系であってもよいし、可変の焦点距離及び光学ズーム機能を有するものであってもよい。

【0130】

オーディオアセンブリ1105は、オーディオ信号を出力及び/又は入力するように構成される。例えば、オーディオアセンブリ1105は、マイクロフォン(MIC)を有してもよい。装置1100が、例えば呼び出しモード、記録モード又は音声認識モードのような操作モードにある場合、マイクロフォンは外部のオーディオ信号を受信するように構成される。受信されたオーディオ信号は、メモリ1102に記憶されてもよく、通信アセンブリ1108を介して送信されてもよい。何れかの実施例において、オーディオアセンブリ1105は、オーディオ信号を出力するためのスピーカをさらに備えてもよい。

【0131】

I/Oインターフェース1102は、処理アセンブリ1101と周辺インターフェースモジュールとの間にインターフェースを提供するためのものである。前記周辺インターフェースモジュールは、キーボード、クリックホイール、ボタン等であってもよい。これらのボタンは、ホームボタン、音量ボタン、スタートボタン、ロックボタンであってもよいが、それらに限らない。

【0132】

センサアセンブリ1107は、装置1100のために各方面の状態評価を提供するための少なくとも1つのセンサを備えてもよい。例えば、センサアセンブリ1107は、装置1100のオン/オフ状態や、アセンブリの相対的な位置を検出することができる。例えば、前記アセンブリが装置1100のディスプレイ及びキーパッドである場合、センサアセンブリ1107は、装置1100又は装置1100の1つのアセンブリの位置の変化や、ユーザと装置1100との接触の有無や、装置1100の方位又は加速/減速や、装置1100の温度変化を検出することができる。センサアセンブリ1107は、何れの物理的接触もない状況にて付近の物体の有無を検出できるように構成される近接センサを含んでもよい。センサアセンブリ1107は、さらに、画像表示技術分野に用いられる光センサ、例えばCMOS又はCCD画像センサを含んでもよい。何れかの実施例において、当該センサアセンブリ1107は、さらに、加速度センサ、ジャイロ스코ープセンサ、磁気

センサ、圧力センサ又は温度センサを含んでもよい。

【0133】

通信アセンブリ1108は、装置1100と他の設備との間の無線又は有線通信が便利になるように構成される。装置1100は、通信標準に基づく無線ネットワーク、例えばWIFI、2G又は3G、又はそれらの組み合わせにアクセスできる。1つの例示的な実施例において、通信アセンブリ1108は、ブロードキャストチャンネルを介して外部のブロードキャスト管理システムからのブロードキャスト信号又はブロードキャストに関する情報を受信することができる。1つの例示的な実施例において、前記通信アセンブリ1108は、さらに、近距離通信を促進するために近距離無線通信(NFC)モジュールを含んでもよい。NFCモジュールは、例えば、無線周波数識別(RFID: Radio Frequency Identification)技術、赤外線データ協会(IrDA: Infrared Data Association)技術、超広帯域無線(UWB: Ultra Wide Band)技術、ブルートゥース(BT: Bluetooth (登録商標))技術及び他の技術により実現されてもよい。

【0134】

例示的な実施例において、装置1100は、上述の方法を実行するために、1つ又は複数の特定用途向け集積回路(ASIC: Application Specific Integrated Circuit)、デジタル信号プロセッサ(DSP: Digital Signal Processor)、数字信号処理デバイス(DSPD: Digital Signal Processing Device)、プログラム可能論理デバイス(PLD: Programmable Logic Device)、書替え可能ゲートアレイ(FPGA: Field-Programmable Gate Array)、コントローラ、マイクロコントローラ、マイクロプロセッサ、又は他の電子機器により実現されてもよい。

【0135】

例示的な実施例において、さらに、装置1100のプロセッサ1109により実行されることにより上述の方法を実現可能なインストラクションが記憶され、且つコンピュータに読み取り可能な非一時的記録媒体、例えばインストラクションが記憶されているメモリ1102を提供する。前記コンピュータに読み取り可能な非一時的記録媒体は、例えばROM、RAM、CD-ROM、磁気テープ、フロッピー(登録商標)ディスク及び光データメモリ等であってもよい。

【0136】

ここで、移動端末のプロセッサが前記記録媒体中のインストラクションを実行することにより、端末機器に、クラウドカードの送信方法を実行させることができ、前記方法は、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択したか否かを判断するステップと

、ユーザが、発呼中にクラウドカードを含むことを選択した場合、前記クラウドサーバに指示メッセージを送信するステップと

を含み、

当該指示メッセージは、保存された前記ユーザのクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするように前記クラウドサーバに指示することにより、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示するためのものである。

【0137】

相応して、本発明は、さらに、クラウドカードの送信装置を提供する。

【0138】

当該装置は、

プロセッサと、

前記プロセッサにより実行可能なインストラクションを記憶するためのメモリとを備え、

前記プロセッサは、

端末が発呼の際に送信した指示メッセージであって、保存された発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュするようにクラウドサーバに指示するための指示メッセージを受信し、

前記指示メッセージに基づいて、保存された前記発呼者のクラウドカード情報を前記発呼の受信者にプッシュして、前記発呼の受信者の着信インターフェースに前記クラウドカード情報を表示する

ように構成される。

【0139】

図12は、例示的な一実施例に係るクラウドカードの送信装置1200を示すブロック図である。例えば、装置1200はサーバとして提供されてもよい。図12を参照すると、装置1200は処理アセンブリ1222を含む。前記処理アセンブリ1222は1つ以上のプロセッサと、メモリ1232を代表とするメモリーリソースを含む。前記メモリ1232は、処理アセンブリ1222によって実行されるインストラクション、例えば応用プログラムを記憶するためのものである。メモリ1232に記憶される応用プログラムは、それぞれ一組のインストラクションに対応する1つ以上のモジュールを含んでもよい。また、処理アセンブリ1222は、インストラクションを実行して前記スマート機器の制御方法を実行するように構成される。

【0140】

装置1200は、1つ以上のプロセッサを含む処理アセンブリ1222と、処理アセンブリ1222により実行される例えばアプリケーションプログラムなどのインストラクションを記憶するための、メモリ1232を代表とするメモリーリソースとを含む。メモリ1232に記憶されるアプリケーションプログラムは、それぞれ一組のインストラクションに対応する1つ以上のモジュールを含んでもよい。なお、処理アセンブリ1222は、上述のスマート機器の制御方法を実行するよう、インストラクションを実行するように構成される。

【0141】

装置1100は、装置1200の電源管理を実施するように構成される電源アセンブリ1226と、装置1200をネットワークに接続させるように構成される有線又は無線ネットワークインターフェース1250と、入力/出力(I/O)インターフェース1258とをさらに備えてもよい。装置1200は、メモリ1232に記憶されたシステム、例えばWindows Server(登録商標)、Mac OS X(登録商標)、Unix(登録商標)、Linux(登録商標)、FreeBSD(登録商標)などのオペレーティングシステムに基づいて操作を行うことができる。

【0142】

当業者であれば、本願明細書を参照し、本願明細書に開示された発明を実施することにより、本発明の他の実施形態を容易に取得することができる。本願は、本発明の一般的な原理を遵守し且つ本願明細書に開示されていない当該技術分野の公知知識又は通常の技術手段を含む本発明に対する任意の変形、用途又は適応的な変更を含むことを趣旨とする。明細書及び実施例は、単に例示的なものに過ぎず、本発明の本当の範囲及び趣旨は添付される特許請求の範囲により示される。

【0143】

なお、本発明は、上述の説明及び図面により示された特定の構成に限定されず、その範囲を離脱しない範囲で、様々な補正及び変更を実施してもよい。本発明の範囲は、添付される特許請求の範囲のみにより限定される。

【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/CN2015/095161
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER		
H04W 4/12 (2009.01) i		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)		
H04W; H04Q; H04L		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)		
CPRSABS, CNABS, CNTXT, CPEA, DWPI, SIPOABS, VEN: vcard, name card, electronic card, digital card, cloud 3d card, caller, calling, called, callee, display, server, message, information, strange, unknown		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
PX	CN 104853325 A (XIAOMI TECHNOLOGY CO., LTD.), 19 August 2015 (19.08.2015), description, paragraphs [0074]-[0217], and figures 1-12	1-16
X	CN 101340642 A (SHENZHEN HUAWEI COMMUNICATION TECHNOLOGIES CO., LTD.), 07 January 2009 (07.01.2009), description, page 3, bottom line to page 8, penultimate line, and figures 1-7	1-16
X	CN 101820603 A (HOU, Wanchun), 01 September 2010 (01.09.2010), description, paragraphs [0056]-[0144], and figures 1-5	1-16
X	US 2013034220 A1 (OZERI et al.), 07 February 2013 (07.02.2013), description, paragraphs [0030]-[0081], and figures 1-6B	1-16
A	CN 101729686 A (GUANGZHOU JIANYI SCIENCE & TECHNOLOGY CO., LTD.), 09 June 2010 (09.06.2010), the whole document	1-16
A	CN 103369478 A (YANG, Xinji), 23 October 2013 (23.10.2013), the whole document	1-16
A	CN 103856324 A (LENOVO (BEIJING) CO., LTD.), 11 June 2014 (11.06.2014), the whole document	1-16
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family	
Date of the actual completion of the international search 20 January 2016 (20.01.2016)	Date of mailing of the international search report 03 February 2016 (03.02.2016)	
Name and mailing address of the ISA/CN: State Intellectual Property Office of the P. R. China No. 6, Xitucheng Road, Jimenqiao Haidian District, Beijing 100088, China Facsimile No.: (86-10) 62019451	Authorized officer LI, Long Telephone No.: (86-10) 62411331	

INTERNATIONAL SEARCH REPORT
Information on patent family members

International application No.

PCT/CN2015/095161

Patent Documents referred in the Report	Publication Date	Patent Family	Publication Date
CN 104853325 A	19 August 2015	None	
CN 101340642 A	07 January 2009	None	
CN 101820603 A	01 September 2010	CN 101820603 B	21 November 2012
US 2013034220 A1	07 February 2013	US 8666046 B2	04 March 2014
		IL 212425 A	03 February 2013
CN 101729686 A	09 June 2010	None	
CN 103369478 A	23 October 2013	None	
CN 103856324 A	11 June 2014	None	

国际检索报告		国际申请号 PCT/CN2015/095161
A. 主题的分类 H04W 4/12(2009.01)i 按照国际专利分类(IPC)或者同时按照国家分类和IPC两种分类		
B. 检索领域 检索的最低限度文献(标明分类系统和分类号) H04W; H04Q; H04L 包含在检索领域中的除最低限度文献以外的检索文献 在国际检索时查阅的电子数据库(数据库的名称, 和使用的检索词(如使用)) CPRSABS; CNABS; CNTXT; CPEA; DWPI; SIPOABS; VEN: 电子名片, 云名片, 数字名片, 主叫, 被叫, 显示, 呈现, 服务器, 消息, 信息, 陌生, 未知, vcard, name card, electronic card, digital card, cloud 3d card, caller, calling, called, callee, display, server, message, information, strange, unknown		
C. 相关文件		
类型*	引用文件, 必要时, 指明相关段落	相关的权利要求
PX	CN 104863325 A (小米科技有限责任公司) 2015年 8月 19日 (2015 - 08 - 19) 说明书[0074]-[0217]段, 图1-12	1-16
X	CN 101340642 A (深圳华为通信技术有限公司) 2009年 1月 7日 (2009 - 01 - 07) 说明书第3页倒数第1行-第8页倒数第2行, 图1-7	1-16
X	CN 101820603 A (候万春) 2010年 9月 1日 (2010 - 09 - 01) 说明书[0056]-[0144]段, 图1-5	1-16
X	US 2013034220 A1 (OZERI等) 2013年 2月 7日 (2013 - 02 - 07) 说明书[0030]-[0081]段, 图1-6B	1-16
A	CN 101729686 A (广州建怡信息技术有限公司) 2010年 6月 9日 (2010 - 06 - 09) 全文	1-16
A	CN 103369478 A (杨昕吉) 2013年 10月 23日 (2013 - 10 - 23) 全文	1-16
A	CN 103856324 A (联想北京有限公司) 2014年 6月 11日 (2014 - 06 - 11) 全文	1-16
<input type="checkbox"/> 其余文件在C栏的续页中列出。 <input checked="" type="checkbox"/> 见同族专利附件。		
* 引用文件的具体类型: “A” 认为不特别相关的表示了现有技术一般状态的文件 “E” 在国际申请日的当天或之后公布的在先申请或专利 “L” 可能对优先权要求构成怀疑的文件, 或为确定另一篇引用文件的公布日而引用的或者因其他特殊理由而引用的文件(如具体说明的) “O” 涉及口头公开、使用、展览或其他方式公开的文件 “P” 公布日先于国际申请日但迟于所要求的优先权日的文件 “T” 在申请日或优先权日之后公布, 与申请不相抵触, 但为了理解发明之理论或原理的在后文件 “X” 特别相关的文件, 单独考虑该文件, 认定要求保护的发明不是新颖的或不具有创造性 “Y” 特别相关的文件, 当该文件与另一篇或者多篇该类文件结合并且这种结合对于本领域技术人员为显而易见时, 要求保护的发明不具有创造性 “&” 同族专利的文件		
国际检索实际完成的日期 2016年 1月 20日		国际检索报告邮寄日期 2016年 2月 3日
ISA/CN的名称和邮寄地址 中华人民共和国国家知识产权局(ISA/CN) 中国北京市海淀区蓟门桥西土城路6号 100088 传真号 (86-10)62019451		受权官员 李龙 电话号码 (86-10)62411331

表 PCT/ISA/210 (第2页) (2009年7月)

国际检索报告
关于同族专利的信息

国际申请号

PCT/CN2015/095161

检索报告引用的专利文件			公布日 (年/月/日)	同族专利	公布日 (年/月/日)
CN	104853325	A	2015年 8月 19日	无	
CN	101340642	A	2009年 1月 7日	无	
CN	101820603	A	2010年 9月 1日	CN	101820603 B 2012年 11月 21日
US	2013034220	A1	2013年 2月 7日	US	8666046 B2 2014年 3月 4日
				IL	212425 A 2013年 2月 3日
CN	101729686	A	2010年 6月 9日	无	
CN	103369478	A	2013年 10月 23日	无	
CN	103856324	A	2014年 6月 11日	无	

表 PCT/ISA/210 (同族专利附件) (2009年7月)

フロントページの続き

(81) 指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US

(72) 発明者 ニュウ クン

中華人民共和国 100085 ベイジン ハイディアן ディストリクト キンヘ ミドル ス
トリート ナンバー 68 レインボー シティ ショッピング モール 2 オブ チャイナ
リゾーシズ フロア 13 シャオミ・インコーポレイテッド内

(72) 発明者 ヤン ワンクン

中華人民共和国 100085 ベイジン ハイディアן ディストリクト キンヘ ミドル ス
トリート ナンバー 68 レインボー シティ ショッピング モール 2 オブ チャイナ
リゾーシズ フロア 13 シャオミ・インコーポレイテッド内

(72) 発明者 ジャン ドンヤ

中華人民共和国 100085 ベイジン ハイディアן ディストリクト キンヘ ミドル ス
トリート ナンバー 68 レインボー シティ ショッピング モール 2 オブ チャイナ
リゾーシズ フロア 13 シャオミ・インコーポレイテッド内

Fターム(参考) 5K067 DD23 EE02 EE16 FF07

5K127 BA03 BB06 GB22 GB24 JA41 JA56 KA01